



**障害者総合支援法における障害支援区分
市町村審査会委員マニュアル**

平成30年（2018年）9月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

目 次

I 障害支援区分の概要

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 障害支援区分の開発経緯 | 2 |
| 2. 障害支援区分の基準 | 2 |
| 3. 障害程度区分からの主な変更点 | 4 |

II 市町村審査会

- | | |
|--------------|----|
| 1. 市町村審査会の役割 | 34 |
| 2. 市町村審査会の構成 | 34 |

III 市町村審査会資料

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 市町村審査会資料（様式） | 38 |
| 2. 市町村審査会資料に示される指標 | 39 |

IV 審査判定の進め方

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 市町村審査会で用いる資料 | 49 |
| 2. 一次判定結果の確定 | 49 |
| 3. 障害支援区分の判定（二次判定） | 50 |
| 4. 市町村審査会が付する意見 | 54 |

V その他

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 概況調査票（様式） | 57 |
| 2. 認定調査票（様式） | 60 |
| 3. 医師意見書（様式） | 68 |
| 4. 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 | 70 |
| 5. 市町村審査会運営要綱（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） | 83 |

障害支援区分の概要

1. 障害支援区分の開発経緯

(1) 障害者自立支援法における障害程度区分の課題

- 平成18年4月に施行した障害者自立支援法では、支給決定手続きの透明性・公平性を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」が設けられた。
- しかし、施行後の状況は、特に知的障害者や精神障害者について、コンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないかと、等の課題が指摘されていた。
- そのため、平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、
 - ・ 名称を「障害支援区分」に改め
 - ・ 定義を「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に示すもの」とするとともに
 - ・ 「障害支援区分」の認定が、知的障害者や精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう必要な措置を講じた上で、平成26年4月から施行することとされた。

(2) 障害者総合支援法における障害支援区分への見直し

① 障害程度区分調査・検証事業

- 障害者総合支援法の成立以降、平成24年度においては、全国183市区町村の協力の下、
 - ・ 平成21年度～23年度（3カ年）の期間における「障害程度区分の認定等に関するデータ（約14,000件）」の収集・分析を行うとともに
 - ・ 既存（障害程度区分）の認定調査項目の追加や削除、追加調査項目における判断基準の作成、既存の判定式との比較等について検討を行った上で、「新たな判定式（案）」を構築した。

② 障害支援区分モデル事業

- さらに、平成25年度においては、全国107市区町村の協力の下、「新たな判定式（案）」に基づく認定調査や市町村審査会による審査判定を試行的に実施し、収集したデータの分析結果等を踏まえ、「新たな判定式（案）」の修正を行った。

2. 障害支援区分の基準

(1) 障害支援区分の基本的考え方

- 障害支援区分は、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の3点を基本的な考え方として開発している。
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性を反映できるよう配慮しつつ、共通の基準とすること。
 - ・ 認定調査員や市町村審査会委員の主観によって左右されにくい客観的な基準とすること。
 - ・ 審査判定プロセスと審査判定に当たっての考慮事項を明確化すること。

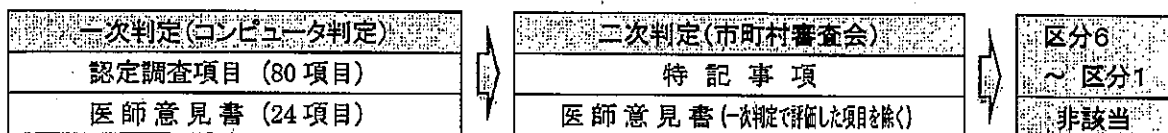
(2) 障害支援区分の審査判定基準

- 障害支援区分において活用する「新たな判定式」は、
 - ・ 平成 21 年度～23 年度の認定データ（約 14,000 件）から、申請者（調査対象者）と同じ状態像にある障害者の二次判定結果を抽出し
 - ・ その抽出データのうち、最も確率の高い区分（二次判定結果）を障害支援区分の一次判定結果とするものである。
- そのため、障害支援区分の審査判定基準は、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下「区分省令」という。）」において定めているが、『「非該当」及び「区分 1～6」（以下「区分等」という。）』の定義は、以下のようなイメージとなる。

非該当	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「非該当」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 1	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 1」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 2	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 2」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 3	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 3」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 4	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 4」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 5	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 5」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。
区分 6	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 6」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合。

(3) 障害支援区分の審査判定プロセス

- 障害支援区分は、2つのプロセス（一次判定及び二次判定）を経て判定される。



【一次判定（コンピュータ判定）】

- 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、区分省令の内容が組み込まれた一次判定用ソフト（障害支援区分判定ソフト 2014）を活用した一次判定処理を行う。

※ 一次判定（コンピュータ判定）で活用する医師意見書の一部項目（24 項目）

- ・ 麻痺（左右：上肢、左右：下肢、その他）
- ・ 関節の拘縮（左右：肩・肘・股・膝関節、その他）
- ・ 精神症状・能力障害二軸評価（精神症状評価・能力障害評価）
- ・ 生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会的適応行動）
- ・ てんかん

【二次判定（市町村審査会）】

- 一次判定の結果を原案として、「特記事項」及び「医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）」の内容を総合的に勘案した審査判定を行う。

3. 障害程度区分からの主な変更点

(1) 認定調査項目の見直し

① 認定調査項目の追加

- 特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映させるため、以下の認定調査項目（6項目）を追加。

健康・栄養管理	「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価
危険の認識	「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価
読み書き	「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価
感覚過敏・感覚鈍麻	「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感、過度に鈍くなることの有無」を確認
集団への不応	「集団に適応できないことの有無やその頻度」を確認
多飲水・過飲水	「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無やその頻度」を確認

- その他、既存（障害程度区分）の認定調査項目における評価内容（評価範囲）の見直しも実施。（以下、主な変更項目・内容を例示。）

衣服の着脱	季節性に合致した衣服の準備や衣服の手渡し等の支援も含めて評価
食事	食事開始前の食べやすくする支援も含めて評価
視力・聴力	全盲・全ろうも含めて評価（選択肢の追加）
行動上の障害 関連項目	行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投棄等の頻度も含めて評価

② 認定調査項目の統合・削除

- 認定調査時における調査対象者等の負担軽減を図るため、評価が重複する認定調査項目を統合（14項目→7項目）・削除（25項目）。

【認定調査項目の統合】

障害程度区分	障害支援区分
「上衣の着脱」「ズボン等の着脱」	「衣服の着脱」
「洗身」「入浴準備・後片付け」	「入浴」
「調理」「食事の配下膳」	「調理」
「意思の伝達」「指示への反応」「独自の意思伝達」「説明の理解」	「コミュニケーション」「説明の理解」
「被害的」「疑い深く拒否的」	「被害的・拒否的」
「大声を出す」「通常と違う声」	「大声・奇声を出す」

【認定調査項目の削除】

麻痺(5項目)・拘縮(6項目)	じよくそう以外の皮膚疾患	飲水	洗顔	整髪
つめ切り	毎日の日課の理解	生年月日をいう	短期記憶	自分の名前をいう
今の季節を理解	場所の理解	幻視幻聴	火の不始末	文字の視覚的認識

③ 判断基準の見直し

- 「できたりできなかつたりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」を評価するため、判断基準の見直しを実施。

障害程度区分 「できたりできなかつたりする場合」は「より頻回な状況」に基づき判断

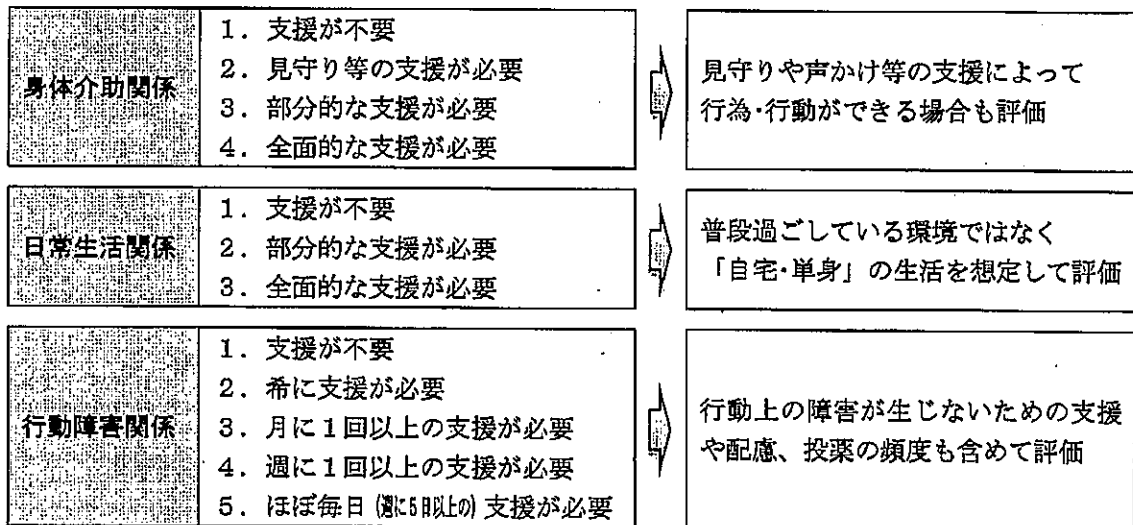
障害支援区分 「できたりできなかつたりする場合」は「できない状況」に基づき判断

※ なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害、発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「慣れていない状況や初めての場所」では「できない場合」を含めて判断する。

④ 選択肢の統一

- 関連する認定調査項目の選択肢を統一するとともに、見守り等の支援も評価するなど、評価内容（評価範囲）の見直しを実施。



⑤ 特記事項の拡充

- 認定調査項目に関することに限らず、『認定調査の際に「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関することで確認できた事項』も認定調査員が記載できるよう、認定調査票の見直しを実施。

※ 想定される記載事項の例

- ・ 「思い込み、勘違い、固執行動等に対する支援」に関すること
- ・ 「妄想や幻覚（幻視幻聴）の有無や、それに対する支援」に関すること
- ・ 「犯罪行為の繰り返しに対する支援」に関すること
- ・ 「性的な問題行動に対する支援」に関すること など

(参考) 障害程度区分と障害支援区分の認定調査項目 対照表

障害程度区分(106項目)

障害支援区分(80項目)

1. 麻痺・拘縮に関する項目		
1-1	麻痺(左-上肢)	削除
	麻痺(右-上肢)	削除
	麻痺(左-下肢)	削除
	麻痺(右-下肢)	削除
	麻痺(その他)	削除
1-2	拘縮(肩関節)	削除
	拘縮(肘関節)	削除
	拘縮(股関節)	削除
	拘縮(膝関節)	削除
	拘縮(足関節)	削除
	拘縮(その他)	削除

2. 移動等に関する項目	
2-1	寝返り
2-2	起き上がり
2-3	座位保持
2-4	両足での立位保持
2-5	歩行
2-6	移乗
2-7	移動

3. 複雑な動作等に関する項目		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位保持	
3-3	洗身	統合

4. 特別な介護等に関する項目		
4-1 ア	じょくそう	
	皮膚疾患	削除
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	削除
4-5	排尿	
4-6	排便	

5. 身の回りの世話等に関する項目		
5-1 ア	口腔清潔(はみがき等)	
	洗顔	削除
	整髪	削除
5-2 ア	つめ切り	削除
	上衣の着脱	統合
イ	ズボン等の着脱	統合
	薬の内服	
5-3	金銭の管理	
5-4	電話の利用	
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	

9. 社会生活に関する項目		
9-1 [B1]	調理	統合
9-2 [B1]	食事の配下膳	統合
9-3 [B1]	掃除	
9-4 [B1]	洗濯	
9-5 [B1]	入浴の準備片付け	統合
9-6 [B1]	買い物	
9-7 [B1]	交通手段の利用	
9-8 [C]	文字の視覚的認識	削除

1. 移動や動作等に関する項目		
1-1	寝返り	
1-2	起き上がり	
1-3	座位保持	
1-4	移乗	
1-5	立ち上がり	
1-6	両足での立位保持	
1-7	片足での立位保持	
1-8	歩行	
1-9	移動	
1-10	衣服の着脱	統合
1-11	じょくそう	
1-12	えん下	

2. 身の回りの世話や日常生活等に関する項目		
2-1	食事	
2-2	口腔清潔	
2-3	入浴	統合
2-4	排尿	
2-5	排便	
2-6	健康・栄養管理	追加
2-7	薬の管理	
2-8	金銭の管理	
2-9	電話等の利用	
2-10	日常生活の意思決定	
2-11	危険の認識	追加
2-12	調理	統合
2-13	掃除	
2-14	洗濯	
2-15	買い物	
2-16	交通手段の利用	

6: コミュニケーション等に関連する項目		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3 ア	意思の伝達	統合
イ [C]	独自の意思伝達	統合
6-4 ア	指示への反応	統合
イ [C]	説明の理解	統合
6-5 ア	毎日の日課を理解	削除
イ	生年月日をいう	削除
ウ	短期記憶	削除
エ	自分の名前をいう	削除
オ	今の季節を理解	削除
カ	場所の理解	削除

3: 意思疎通等に関連する項目		
3-1	視力	
3-2	聴力	
3-3	コミュニケーション	統合
3-4	説明の理解	統合
3-5	読み書き	追加
3-6	感覚過敏・感覚鈍麻	追加

7: 行動障害に関連する項目		
7 ア	被害的	統合
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	削除
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	
7 ク	大声を出す	統合
7 ケ	介護に抵抗	併類
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きなし	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	削除
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
7 ト [B2]	こだわり	
7 ナ [B2]	多動・行動停止	
7 ニ [B2]	不安定な行動	
7 ノ [B2]	自ら叩く等の行為	
7 ネ [B2]	他を叩く等の行為	
7 ヒ [B2]	興味等による行動	併類
7 ハ [B2]	通常と違う声	統合
7 ヒ [B2]	突発的行動	
7 フ [C]	過食・反すう等	
7 ヘ [C]	憂鬱で悲観的	併類
7 ホ [B2]	反復的行動	
7 マ [C]	対人面の不安緊張	
7 ミ [C]	意欲が乏しい	
7 ム [C]	話がまとまらない	
7 メ [C]	集中力が続かない	
7 モ [C]	自己の過大評価	
7 ヤ [C]	疑い深く拒否的	統合

4: 行動障害に関連する項目		
4-1	被害的・拒否的	統合
4-2	作話	
4-3	感情が不安定	
4-4	昼夜逆転	
4-5	暴言暴行	
4-6	同じ話をする	
4-7	大声・奇声を出す	統合
4-8	支援の拒否	併類
4-9	徘徊	
4-10	落ち着きがない	
4-11	外出して戻れない	
4-12	1人で出たがる	
4-13	収集癖	
4-14	物や衣類を壊す	
4-15	不潔行為	
4-16	異食行動	
4-17	ひどい物忘れ	
4-18	こだわり	
4-19	多動・行動停止	
4-20	不安定な行動	
4-21	自らを傷つける行為	
4-22	他人を傷つける行為	
4-23	不適切な行為	併類
4-24	突発的な行動	
4-25	過食・反すう等	
4-26	そう鬱状態	併類
4-27	反復的な行動	
4-28	対人面の不安緊張	
4-29	意欲が乏しい	
4-30	話がまとまらない	
4-31	集中力が続かない	
4-32	自己の過大評価	
4-33	集団への不適応	追加
4-34	多飲水・過飲水	追加

8: 特別な医療に関連する項目		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストーマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

5: 特別な医療に関連する項目		
5-1	点滴の管理	
5-2	中心静脈栄養	
5-3	透析	
5-4	ストーマの処置	
5-5	酸素療法	
5-6	レスピレーター	
5-7	気管切開の処置	
5-8	疼痛の看護	
5-9	経管栄養	
5-10	モニター測定	
5-11	じょくそうの処置	
5-12	カテーテル	

(2) 新たな判定式（コンピュータ判定式）の構築

○ 障害支援区分の判定式は、平成 21 年度～23 年度の認定データ（約 14,000 件）等を分析することにより構築した「総合評価項目」と「一次判定ロジック」の 2 つの指標で構成されている。

① 総合評価項目

ア. 総合評価項目の仕組み

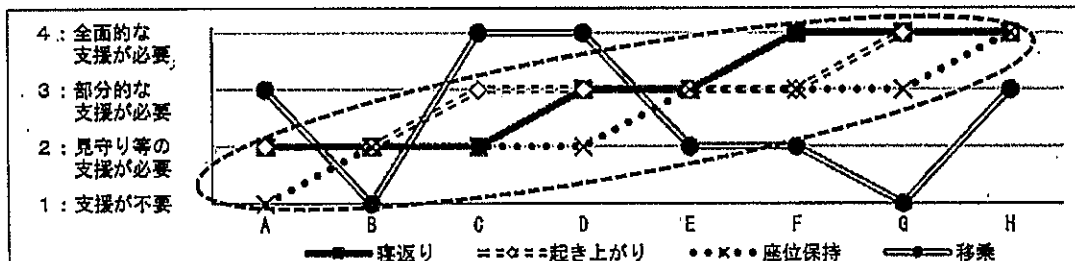
○ 総合評価項目は、平成 21 年度～23 年度の認定データ（約 14,000 件）等を踏まえ、「介護者（支援者）による支援の行為」や「認定調査における選択肢の回答傾向」が類似している認定調査項目等を以下の 12 グループ（群）に分け、それらを集約した構成となっている。

起居動作	「寝返り」「起き上がり」「座位保持」「両足での立位保持」など
生活機能Ⅰ	「じょくそう」「えん下」「食事」「排尿」「排便」
生活機能Ⅱ	「移乗」「移動」「入浴」「口腔清潔」「衣服の着脱」など
視聴覚機能	「視力」「聴力」
応用日常生活動作	「調理」「掃除」「洗濯」「買い物」「交通手段の利用」
認知機能	「薬の管理」「金銭の管理」「電話等の利用」「日常の意思決定」など
行動上の障害(A群)	「感情が不安定」「支援の拒否」「暴行暴言」など（支援面に関する項目）
行動上の障害(B群)	「こだわり」「多動・行動停止」など（行動面に関する項目）
行動上の障害(C群)	「意欲が乏しい」「話がまとまらない」など（精神面に関する項目）
特別な医療	「点滴の管理」「中心静脈栄養」「経管栄養」など
麻痺・拘縮	「麻痺」「関節の拘縮」（医師意見書の項目）
その他	「てんかん」「精神障害・能力障害の二軸評価」など（医師意見書の項目）

※ 各グループ（群）の構成について、仮に下表の認定データを基にイメージした場合、

- ・ 『寝返り・起き上がり・座位保持』は回答傾向が類似しているため、同じグループ（群）
- ・ 『移乗』は『寝返り・起き上がり・座位保持』とは回答傾向が類似していないため、別のグループ（群）に振り分けられる。

サンプル	寝返り	起き上がり	座位保持	移乗
A	選択肢 2（見守り等）	選択肢 2（見守り等）	選択肢 1（支援不要）	選択肢 3（部分支援）
B	選択肢 2（見守り等）	選択肢 2（見守り等）	選択肢 2（見守り等）	選択肢 1（支援不要）
C	選択肢 2（見守り等）	選択肢 3（部分支援）	選択肢 2（見守り等）	選択肢 4（全面支援）
D	選択肢 3（部分支援）	選択肢 3（部分支援）	選択肢 2（見守り等）	選択肢 4（全面支援）
E	選択肢 3（部分支援）	選択肢 3（部分支援）	選択肢 3（部分支援）	選択肢 2（見守り等）
F	選択肢 4（全面支援）	選択肢 3（部分支援）	選択肢 3（部分支援）	選択肢 2（見守り等）
G	選択肢 4（全面支援）	選択肢 4（全面支援）	選択肢 3（部分支援）	選択肢 1（支援不要）
H	選択肢 4（全面支援）	選択肢 4（全面支援）	選択肢 4（全面支援）	選択肢 3（部分支援）



○ また、認定調査項目等の選択肢ごとに設定されている点数は、統計的手法（双対尺度法又は数量化Ⅲ類）により、以下のように設定している。

- ・ 各グループ(群)の最大合計点は「100点」(全12グループ(群)の最大合計点は「1,200点」)
- ・ 各認定調査項目等の「選択肢1(支援が不要など)」は「0点」
- ・ その他(選択肢1以外)は、統計的手法による配点を原則として相対的な点数を設定。(統計的手法のイメージは下表を参照)

サンプル	寝返り	起き上がり
A	選択肢2	選択肢2
B	選択肢2	選択肢2
C	選択肢2	選択肢3
D	選択肢3	選択肢3
E	選択肢3	選択肢3
F	選択肢4	選択肢3
G	選択肢4	選択肢4
H	選択肢4	選択肢4

「寝返り:選択肢2」の3サンプル(A・B・C)のうち、

- ・ 2サンプルは「起き上がり:選択肢2」
- ・ 1サンプルは「起き上がり:選択肢3」のため、

「寝返り:選択肢2」の点数は「起き上がり:選択肢2」より高めに設定

「寝返り:選択肢4」の3サンプル(F・G・H)のうち、

- ・ 1サンプルは「起き上がり:選択肢3」
- ・ 2サンプルは「起き上がり:選択肢4」のため、

「寝返り:選択肢4」の点数は「起き上がり:選択肢4」より低めに設定

イ. 総合評価項目の活用

○ 認定調査の結果や医師意見書の一部項目を踏まえ、総合評価項目を活用しつつ、申請者(調査対象者)に「必要とされる支援の度合い」の数量化を図る。

※ 起居動作に係る認定調査の結果が、下表の太枠で囲む選択肢であった場合は、

- ・ 各項目の点数(寝返り7.8点、起き上がり6.2点、座位保持6.8点...)と
- ・ 起居動作のグループ(群)の合計点(49.0点)が算出される。

群	項目	点数							点数結果
		支援不要	見守り等	部分支援	全面支援				
起居動作	寝返り	0	7.8	10.4	14.8			7.8	
	起き上がり	0	6.2	8.9	15.0			6.2	
	座位保持	0	6.8	11.6	15.9			6.8	
	両足での立位保持	0	7.2	9.4	14.5			9.4	
	歩行	0	5.4	7.7	13.6			7.7	
	立ち上がり	0	5.1	7.7	14.8			7.7	
	片足での立位保持	0	2.8	3.4	11.4			3.4	

起居動作のグループ(群)の合計点 → 49.0

② 一次判定ロジック

- 一次判定ロジックは、平成21年度～23年度の認定データ(約14,000件)等を踏まえ、
 - ・ 二次判定結果と関連性が高い『「各項目の点数」や「各グループ(群)の合計点」で構成される216の組み合わせ(216の状態像)』と
 - ・ その組み合わせ(状態像)における二次判定結果のうち、『最も確率の高い区分等とその割合』が示されている。

【例】216の組み合わせ(状態像)のうち、38番目の組み合わせ

区分等	番号	条件						区分等該当可能性
区分2	38	生活機能Ⅰ ≤15.5	生活機能Ⅱ =0.0	応用日常生活動作 ≥36.2	応用日常生活動作 ≤73.2	行動上の障害(A群) ≤20.1	感情が不安定 ≥2.1	74.5%

※ 上表(38番目の組み合わせ)は、総合評価項目を活用し、申請者(調査対象者)に「必要とされる支援の度合い」を数量化した結果、6条件の全てを満たす場合には、二次判定結果が「区分2」である確率が74.5%であることを示している。

- 一次判定ロジックは、少なくとも1つ以上の組み合わせ(番号)に該当する仕組みとなっており、その該当した番号の示す区分等が「障害支援区分の一次判定結果」となるが、複数の番号に該当した場合は、以下の基準による。

① 複数の番号に該当	区分等該当可能性(%)が最も高い番号を採用
② 複数の番号に該当 + 区分等該当可能性(%)が同値	より支援を必要とする区分を示す番号を採用
③ 複数の番号に該当 + 区分等該当可能性(%)が同値 + 番号の示す区分が同区分	最も大きい番号を採用

【参考】一次判定ロジック(詳細版)

- 前述のとおり、区分省令に定める「一次判定ロジックの区分等該当可能性」は、該当した組み合わせ(状態像)における二次判定結果のうち、「最も確率の高い区分等の割合(%)」が記載されているが、市町村審査会資料では、「全ての区分等の割合(%)」が明示される。

				【区分省令】
区分等	番号	条件		区分等該当可能性
区分2	38	生活機能Ⅰ ≤15.5	(以降、省略)	74.5%

【市町村審査会資料】

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
0.0%	4.3%	74.5%	20.2%	1.0%	0.0%	0.0%

- その他、市町村審査会での活用も考慮した上で、区分省令に定める「一次判定ロジック」を編集した「一次判定ロジック(詳細版)」を次頁以降に掲載する。

No.	生活機能II				行動上の障害				生活障害程度	生活障害程度	生活障害程度	生活障害程度	生活障害程度	生活障害程度	生活障害程度	
	生活機能II	生活機能II	生活機能II	生活機能II	行動上の障害	行動上の障害	行動上の障害	行動上の障害								
1	生活機能II	23.5	応用日常生活動作	0.0	行動上の障害	0.0										
	行動上の障害	0.0	金銭の管理	1.支援不要	感情が不安定	1.支援不要	判断	1.ない 2.いづれか一肢のみ								
2	応用日常生活動作	0.0	行動上の障害	0.0	行動上の障害	0.0										
	片足での立位保持	1.支援不要	集中力が持続しない	1.支援不要	記憶の保持	1.ない	生活障害程度	1								
3	生活機能II	0.0	応用日常生活動作	38.1	行動上の障害	0.1										
	行動上の障害	0.0	感情が不安定	1.支援不要	判断	1.ない 2.いづれか一肢のみ										
4	生活機能II	23.5	応用日常生活動作	13.0	行動上の障害	0.0										
	金銭の管理	2.部分支援 3.全面支援	感情が不安定	1.支援不要	判断	1.ない 2.いづれか一肢のみ	二軸評価 能力 障害	2, 3, 4, 5								
5	生活機能II	0.0	応用日常生活動作	38.1	行動上の障害	0.1										
	行動上の障害	0.1	感情が不安定	1.支援不要	判断	1.ない 2.いづれか一肢のみ	二軸評価 能力 障害	1, 2								
6	生活機能II	23.5	応用日常生活動作	13.0	行動上の障害	0.0										
	金銭の管理	2.部分支援 3.全面支援	感情が不安定	1.支援不要	判断	1.ない 2.いづれか一肢のみ	二軸評価 能力 障害	1, 2, 3								
7	生活機能II	23.5	応用日常生活動作	13.0	行動上の障害	0.0										
	行動上の障害	0.1	金銭の管理	1.支援不要	感情が不安定	1.支援不要	判断	1.ない 2.いづれか一肢のみ								
8	起居動作	0.1	生活機能II	23.5	応用日常生活動作	13.1										
	応用日常生活動作	38.1	行動上の障害	0.0	感情が不安定	1.支援不要	判断	1.ない 2.いづれか一肢のみ								
9	起居動作	0.0	生活機能I	15.5	生活機能II	0.0										
	応用日常生活動作	73.2	行動上の障害	20.1	行動上の障害	12.4	感情が不安定	1.支援不要								
10	起居動作	0.0	生活機能II	23.5	応用日常生活動作	13.1										
	行動上の障害	0.0	行動上の障害	23.7	感情が不安定	1.支援不要	判断	1.ない 2.いづれか一肢のみ								

No.	生活機能II				行動上の障害				生活障害程度	生活障害程度	生活障害程度	生活障害程度	生活障害程度	生活障害程度	
	生活機能II	生活機能II	生活機能II	生活機能II	行動上の障害	行動上の障害	行動上の障害	行動上の障害							
1	62.2%	25.7%	10.8%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
2	82.4%	11.8%	0.0%	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
3	4.2%	64.0%	28.4%	2.8%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%							
4	12.5%	80.4%	3.6%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
5	0.0%	68.1%	31.4%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
6	17.5%	61.3%	20.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
7	18.5%	61.3%	18.5%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
8	0.6%	60.9%	40.4%	7.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%							
9	0.6%	62.6%	31.3%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
10	0.0%	60.0%	45.3%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							

No.	項目			No.	割合	割合	割合	割合	割合	割合	
	項目	割合	項目								
21	入浴 : 1.支援不要	感情が不安定 : 1.支援不要		21	0.0%	84.4%	12.5%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	二軸評価 能力 : 2 障害	生活障害評価 生活リズム : 1	生活障害評価 服薬管理 : 2								
22	生活機能II = 0.0	調理 : 2.部分支援		22	0.0%	82.9%	17.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	感情が不安定 : 1.支援不要	二軸評価 能力 : 2 障害	生活障害評価 生活リズム : 1								
23	生活機能II = 0.0	認知機能 ≥ 0.1	認知機能 ≤ 13.1	23	0.0%	87.0%	10.9%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	行動上の障害 (A群) = 0.0	食料の管理 : 2.部分支援	二軸評価 能力 : 2 障害								
24	応用日常生活動作 ≥ 0.1	応用日常生活動作 ≤ 32.9	行動上の障害 (A群) = 0.0	24	0.0%	84.1%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	視覚 : 2.部分支援	生活障害評価 食事 : 1	生活障害評価 排便 : 3								
25	視覚機能 = 0.0	視覚 : 1.支援不要	感情が不安定 : 1.支援不要	25	3.1%	87.9%	6.3%	3.1%	0.0%	0.0%	0.9%
	集中力が低い : 1.支援不要	二軸評価 能力 : 2 障害	生活障害評価 食料管理 : 3								
26	視覚機能 = 0.0	視覚 : 1.支援不要	感情が不安定 : 1.支援不要	26	2.9%	85.7%	8.6%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	ひどい物忘れ : 1.支援不要	二軸評価 能力 : 2 障害	生活障害評価 食料管理 : 3								
27	応用日常生活動作 ≥ 0.1	応用日常生活動作 ≤ 32.9	行動上の障害 (A群) = 0.0	27	0.0%	80.8%	3.1%	6.3%	0.0%	0.0%	0.9%
	視覚 : 2.部分支援	二軸評価 能力 : 3 障害	生活障害評価 食料管理 : 3								
28	生活機能II ≤ 21.5	応用日常生活動作 = 0.0	行動上の障害 (A群) = 0.0	28	12.5%	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	片足での立位保 持 : 2.見守り等 障	食料の管理 : 1.支援不要	感情が不安定 : 1.支援不要								
29	生活機能II = 0.0	応用日常生活動作 ≥ 35.2		29	0.0%	1.8%	88.5%	27.8%	1.8%	0.0%	0.0%
	応用日常生活動作 ≤ 73.2	行動上の障害 (A群) ≥ 29.2	行動上の障害 (A群) ≤ 32.7								
30	生活機能II ≤ 19.8	応用日常生活動作 ≤ 38.1		30	0.0%	25.2%	87.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	褥瘡・褥瘡 ≤ 8.7	感情が不安定 : 1.支援不要	褥瘡 : 3.両下肢のみ 4.左上下肢あるいは右 上下肢のみ 5.その他四肢の褥瘡								

No.	生活機能Ⅱ	応用日常生活動作	生活機能Ⅰ	応用日常生活動作	行動上の障害(A群)	感情が不安定	認知機能	認知機能	認知機能	認知機能	認知機能	認知機能	認知機能
31	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	応用日常生活動作 ≤ 38.1											
	行動上の障害(A群) ≥ 21.0	両腕 : 1.支援不要				感情が不安定 : 2.常に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.1日1回以上支援							
32	記憶動作 ≤ 6.8	生活機能Ⅰ ≤ 4.0											
	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	応用日常生活動作 ≥ 73.2			行動上の障害(A群) ≤ 16.7								
33	生活機能Ⅱ ≥ 10.7	生活機能Ⅱ ≤ 23.5											
	応用日常生活動作 ≤ 34.1	感情が不安定 : 1.支援不要				麻痺 : 3.両下肢のみ 4.左上下肢あるいは右上下肢のみ 5.その他の四肢の麻痺							
34	生活機能Ⅱ ≤ 10.6	応用日常生活動作 ≤ 34.1											
	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 3.両下肢のみ 4.左上下肢あるいは右上下肢のみ 5.その他の四肢の麻痺			麻痺・拘縮 ≥ 8.8								
35	生活機能Ⅱ ≤ 10.6	応用日常生活動作 ≤ 34.1											
	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 3.両下肢のみ 4.左上下肢あるいは右上下肢のみ 5.その他の四肢の麻痺			麻痺・拘縮 ≥ 8.8								
36	生活機能Ⅱ ≤ 10.6	応用日常生活動作 ≤ 34.1											
	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 3.両下肢のみ 4.左上下肢あるいは右上下肢のみ 5.その他の四肢の麻痺			麻痺・拘縮 ≥ 8.8								
37	生活機能Ⅱ ≤ 10.6	応用日常生活動作 ≤ 34.1											
	感情が不安定 : 1.支援不要	麻痺 : 3.両下肢のみ 4.左上下肢あるいは右上下肢のみ 5.その他の四肢の麻痺			麻痺・拘縮 ≥ 8.8								
38	生活機能Ⅰ ≤ 15.3	生活機能Ⅱ = 0.0			応用日常生活動作 ≥ 34.2								
	応用日常生活動作 ≤ 73.2	行動上の障害(A群) ≤ 29.1				感情が不安定 : 2.常に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.1日1回以上支援							
39	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	応用日常生活動作 ≤ 34.1											
	行動上の障害(A群) ≤ 20.8	行動上の障害(C群) ≤ 39.8				感情が不安定 : 2.常に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.1日1回以上支援							
40	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	応用日常生活動作 ≤ 34.1											
	行動上の障害(A群) ≤ 20.8	感情が不安定 : 2.常に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.1日1回以上支援			認知機能 = 0.0								

No.	認知機能	認知機能	認知機能	認知機能	認知機能	認知機能	認知機能
31	0.0%	6.8%	61.8%	26.0%	4.1%	1.5%	0.0%
32	0.0%	0.0%	60.5%	32.1%	7.4%	0.0%	0.0%
33	0.0%	14.8%	53.0%	32.2%	0.0%	0.0%	0.0%
34	0.4%	6.1%	80.3%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
35	0.0%	6.1%	80.3%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
36	0.0%	2.7%	80.0%	17.3%	0.0%	0.0%	0.0%
37	0.8%	2.7%	80.4%	17.3%	0.0%	0.0%	0.0%
38	0.8%	4.3%	74.5%	20.2%	1.0%	9.0%	0.0%
39	0.0%	8.7%	74.4%	16.3%	1.8%	8.0%	8.0%
40	0.0%	2.8%	72.2%	20.5%	4.2%	0.8%	0.0%

No.	No.				71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
71	起き上がり	1.支援不要												
	交通手段の利用	1.支援不要	送付	2.ある										
72	生活機能Ⅰ	0.0	特別な支援	0.1										
	特別な医療	0.7	入院	1.支援不要										
73	生活機能Ⅱ	0.1	生活機能Ⅱ	19.5	視覚機能	10.7								
	視覚機能	41.1	応用日常生活動作	33.0	応用日常生活動作	31.5	交通手段の利用	3.全面支援						
74	交通手段の利用	1.支援不要	送付	2.ある	調剤の持帰	用薬	1.ない							
	調剤の持帰	用薬	1.ない	調剤の内服	計調剤	1.ない	調剤の内服	計調剤	1.ない	調剤の内服	モの給	1.ない		
75	生活機能Ⅱ	0.1	生活機能Ⅱ	23.5	応用日常生活動作	34.2								
	応用日常生活動作	72.2	行動上の障害	(A群)	20.2	行動上の障害	(A群)	32.7	食料の管理	1.支援不要				
76	生活機能Ⅱ	0.1	生活機能Ⅱ	23.5	応用日常生活動作	34.2								
	応用日常生活動作	72.2	行動上の障害	(A群)	20.2	行動上の障害	(A群)	32.7	買い物	1.支援不要				
77	生活機能Ⅱ	0.1	生活機能Ⅱ	19.5	応用日常生活動作	32.0								
	応用日常生活動作	61.5	認知機能	0.1	認知機能	13.1	視力	4.ほとんど見えず 5.全く見えず						
78	聴覚動作	0.0	生活機能Ⅰ	21.1	生活機能Ⅱ	23.8	生活機能Ⅱ	34.2						
	応用日常生活動作	19.4	行動上の障害	(A群)	30.2	行動上の障害	(A群)	24.7	音楽	1.支援不要 2.見守り等				
79	生活機能Ⅱ	0.0	応用日常生活動作	38.3	行動上の障害	(A群)	0.1	行動上の障害	(B群)	0.1				
	被害的・被害的	3月に1回以上支援	感情が不安定	1.支援不要	意欲が乏しい	1.支援不要	断座	1.ない 2.いすれが一枚のみ	二輪車 視力 障害	3.4.5				
80	生活機能Ⅱ	0.0	応用日常生活動作	38.1	行動上の障害	(A群)	0.1	行動上の障害	(B群)	0.1				
	感情が不安定	1.支援不要	反復的行動	5.ほぼ毎日支援	意欲が乏しい	1.支援不要	断座	1.ない 2.いすれが一枚のみ	二輪車 視力 障害	3.4.5				

71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3.0%	2.1%	7.1%	3.8%	0.8%	0.0%	12.3%	0.8%	40.0%	35.7%
90.8%	80.8%	88.1%	88.2%	50.0%	55.8%	82.5%	80.7%	50.0%	57.1%
6.1%	17.0%	4.8%	8.8%	42.9%	27.8%	3.5%	39.3%	10.0%	0.0%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	11.1%	3.7%	4.0%	6.0%	7.2%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	5.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

No.	生活機能Ⅰ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅲ	生活機能Ⅳ	生活機能Ⅴ	生活機能Ⅵ	生活機能Ⅶ	生活機能Ⅷ	生活機能Ⅷ	生活機能Ⅸ	生活機能Ⅹ	生活機能Ⅹ	生活機能Ⅹ	生活機能Ⅹ	生活機能Ⅹ	生活機能Ⅹ	生活機能Ⅹ	生活機能Ⅹ	生活機能Ⅹ
91	生活機能Ⅰ	生活機能Ⅱ																	
	生活機能Ⅱ	応用日常生活動作	歩容	2.見守り等 3.部分支援 4.全面支援															
92	生活機能Ⅱ	応用日常生活動作																	
	行動上の障害(A群)	調理	2.部分支援 3.全面支援	感情が不安定	2.声に支援 3.声に1回以上支援 4.声に1回以上支援 5.1回以上支援														
93	生活機能Ⅱ	応用日常生活動作																	
	応用日常生活動作	行動上の障害(A群)	7ヶ月状態	1.支援不要															
94	生活機能Ⅰ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ																
	応用日常生活動作	行動上の障害(A群)	排除	2.部分支援 3.全面支援															
95	生活機能Ⅰ	生活機能Ⅱ	応用日常生活動作																
	応用日常生活動作	行動上の障害(A群)	肩背・胸膈																
96	生活機能Ⅰ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ															
	応用日常生活動作	行動上の障害(A群)	生活障害評価 比較的適切																
97	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ	応用日常生活動作																
	応用日常生活動作	行動上の障害(A群)	行動上の障害(A群)																
98	生活機能Ⅰ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ															
	応用日常生活動作	行動上の障害(A群)	歩容	1.支援不要 2.見守り等															
99	生活機能Ⅰ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ															
	応用日常生活動作	行動上の障害(A群)	肩背・胸膈																
100	生活機能Ⅰ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ	生活機能Ⅱ															
	応用日常生活動作	行動上の障害(A群)	肩背・胸膈																

No.	調査項目						割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
	生活機能Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ								
161	生活機能Ⅰ	Ⅱ	40.4	生活機能Ⅱ	Ⅲ	23.6								
	生活機能Ⅱ	Ⅲ	50.6	行動上の障害 (A群)	Ⅳ	39.3	例題 : 3.全面支援							161 0.0%
162	生活機能Ⅰ	Ⅱ	59.8	生活機能Ⅱ	Ⅲ	79.2								
	行動上の障害 (A群)	Ⅲ	44.4	大卒 : 1.支援不要 2.部分支援	他人を傷つける 行為 : 2.常に支援 3.月に1回以上支援 4.週に1回以上支援 5.ほぼ毎日支援									162 0.0%
163	生活機能Ⅰ	Ⅱ	60.0	生活機能Ⅱ	Ⅲ	71.0	行動上の障害 (A群) ≤ 59.8							
	移居 : 1.支援不要 2.見守り等	Ⅳ		大卒 : 1.支援不要 2.部分支援	不安定な行動 : 1.支援不要 2.常に支援 3.月に1回以上支援									163 0.0%
164	生活機能Ⅰ	Ⅱ	59.9	生活機能Ⅱ	Ⅲ	74.1	生活機能Ⅱ ≤ 78.1							
	行動上の障害 (A群)	Ⅲ	44.4	移居 : 1.支援不要 2.見守り等	大卒 : 1.支援不要 2.部分支援									164 0.8%
165	生活機能Ⅰ	Ⅱ	59.8	生活機能Ⅱ	Ⅲ	74.1	生活機能Ⅱ ≤ 78.1							
	行動上の障害 (A群)	Ⅲ	44.4	移居 : 3.部分支援 4.全面支援	大卒 : 1.支援不要 2.部分支援									165 0.0%
166	生活機能Ⅰ	Ⅱ	42.1	生活機能Ⅰ	Ⅲ	59.9	生活機能Ⅱ ≥ 88.1							
	行動上の障害 (A群)	Ⅳ	44.4	大卒 : 1.支援不要 2.部分支援	他人を傷つける 行為 : 1.支援不要									166 0.0%
167	生活機能Ⅰ	Ⅱ	37.8	生活機能Ⅰ	Ⅲ	42.0	生活機能Ⅱ ≥ 50.7							
	生活機能Ⅱ	Ⅲ	74.0	行動上の障害 (A群)	Ⅳ	38.8	移居 : 3.部分支援 4.全面支援							
168	生活機能Ⅰ	Ⅱ	37.6	生活機能Ⅰ	Ⅲ	59.9	生活機能Ⅱ ≥ 89.7							
	生活機能Ⅱ	Ⅲ	74.0	行動上の障害 (A群)	Ⅳ	38.7	移居 : 3.部分支援 4.全面支援							
169	生活機能Ⅰ	Ⅱ	42.5	生活機能Ⅰ	Ⅲ	59.9	生活機能Ⅱ ≥ 78.2							
	生活機能Ⅱ	Ⅲ	88.0	行動上の障害 (A群)	Ⅳ	44.4	大卒 : 1.支援不要 2.部分支援	他人を傷つける 行為 : 1.支援不要						
170	生活機能Ⅰ	Ⅱ	37.8	生活機能Ⅰ	Ⅲ	59.9	生活機能Ⅱ ≥ 50.7							
	生活機能Ⅱ	Ⅲ	74.0	行動上の障害 (B群)	Ⅳ	59.2	移居 : 1.支援不要 2.見守り等	生活障害許容 社会的適応 : 4, 5						

No.	生活機能				行動上の障害 (A類)	不安定な行動	1.支援不要 2.希に支援 3.月に1回以上支援											
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ														
181	生活機能Ⅰ	Ⅱ	40.1	生活機能Ⅰ	Ⅲ	61.1												
	所庫 その他		2.ある(軽度) 3.ある(中度) 4.ある(重度)	買物の困難 調理		2.ある	二輪車 運転能力		3									
182	生活機能Ⅰ	Ⅱ	40.1	生活機能Ⅰ	Ⅲ	61.1												
	交通手段の利用		3.全面支援	買物の困難 調理		2.ある	二輪車 運転能力		3									
183	生活機能Ⅰ	Ⅱ	42.7	生活機能Ⅰ	Ⅲ	69.2												
	起き上がり		4.全面支援	排便		3.部分支援	買い物		3.全面支援									
184	生活機能Ⅱ	Ⅲ	42.7	生活機能Ⅱ	Ⅳ	69.2												
	起き上がり		4.全面支援	排便		3.部分支援	所庫 右下肢		2.ある(軽度) 3.ある(中度) 4.ある(重度)									
185	生活機能Ⅱ	Ⅲ	42.7	生活機能Ⅱ	Ⅳ	69.2												
	起き上がり		4.全面支援	排便		3.部分支援	所庫 左下肢		2.ある(軽度) 3.ある(中度) 4.ある(重度)									
186	生活機能Ⅱ	Ⅲ	42.7	生活機能Ⅱ	Ⅳ	69.2												
	起き上がり		4.全面支援	排便		3.部分支援	排尿		3.全面支援									
187	生活機能Ⅰ	Ⅱ	69.0	生活機能Ⅱ	Ⅲ	71.0	行動上の障害 (A類)	Ⅳ	69.0									
	排便		1.支援不要 2.見守り等	食事		1.支援不要 2.部分支援	排便		2.部分支援	不安定な行動		1.支援不要 2.希に支援 3.月に1回以上支援						
188	生活機能Ⅰ	Ⅱ	60.0	生活機能Ⅱ	Ⅲ	71.0	行動上の障害 (A類)	Ⅳ	69.0									
	排便・排尿		0.0	排便		1.支援不要 2.見守り等	食事		1.支援不要 2.部分支援	不安定な行動		1.支援不要 2.希に支援 3.月に1回以上支援						
189	生活機能Ⅰ	Ⅱ	60.0	生活機能Ⅱ	Ⅲ	71.0	行動上の障害 (A類)	Ⅳ	69.0									
	排便		1.支援不要 2.見守り等	食事		1.支援不要 2.部分支援	尿の管理		2.部分支援	不安定な行動		1.支援不要 2.希に支援 3.月に1回以上支援						
190	生活機能Ⅰ	Ⅱ	60.0	生活機能Ⅱ	Ⅲ	71.0	行動上の障害 (A類)	Ⅳ	69.0									
	排便		1.支援不要 2.見守り等	食事		1.支援不要 2.部分支援	尿の管理		1.理解できる	不安定な行動		1.支援不要 2.希に支援 3.月に1回以上支援						

No.	0%	0%	0%	0%	5%	10%	15%
181	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.5%	80.2%	2.2%
182	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	83.2%	5.5%
183	0.8%	0.5%	0.0%	0.0%	2.7%	87.5%	10.5%
184	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	82.4%	11.8%
185	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	82.4%	11.8%
186	0.0%	0.8%	0.0%	0.8%	5.0%	80.0%	16.0%
187	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
188	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	64.1%	32.8%
189	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	80.0%	0.0%
190	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.0%	16.7%

						211	212	213	214	215	216
211	生活機能Ⅰ ≧ 41.2					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	レスピレーター : 2.ある										100.0%
212	座位保持 : 4.全面支援					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.7%	95.0%
	衣服の着脱 : 4.全面支援	てんかん 2.ある(年1回以上) 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上)									
213	座位保持 : 4.全面支援					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	95.0%
	移動 : 4.全面支援	てんかん 2.ある(年1回以上) 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上)									
214	食事 : 3.全面支援					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.7%
	視力 : 4.ほとんど見えず 5.全く見えず										
215	生活機能Ⅱ ≧ 69.3					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	95.7%
	てんかん 2.ある(年1回以上) 3.ある(月1回以上) 4.ある(週1回以上)	生活障害評価 生活リズム : 5									
216	生活機能Ⅰ ≧ 37.8	生活機能Ⅰ ≧ 59.9	生活機能Ⅱ ≧ 59.7	生活機能Ⅲ ≧ 74.0		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	行動上の障害 (A群) ≧ 40.2	併発 : 1.支援不要 2.見守り等	衣服の着脱 : 1.支援不要	褥瘡 : 4.座上下肢あがい4名 : 上下肢のみ 5.その他四肢の褥瘡	生活障害評価 比較的確認 : 1, 2, 3						

市町村審査会

1. 市町村審査会の役割

- 市町村審査会（都道府県審査会が設置されている場合は都道府県審査会。以下「審査会」という。）は、障害支援区分に係る審査判定業務を行うとともに、支給要否決定に当たり必要に応じて意見を聴くための専門機関として、市町村に設置される。

2. 市町村審査会の構成

(1) 市町村審査会委員

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を任命する。また、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とする。
- 委員は、原則として都道府県が実施する委員に対する研修（市町村審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨や考え方、手続き等を確認する。
- 委員の任期は2年（委員の任期を2年を超え3年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間）とし、委員は再任することができる。
- 審査会における審査判定の公平性を確保するために、市町村職員は、原則として委員になることはできない。ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、認定調査等の事務に直接従事していなければ、委員に委嘱することは差し支えない。
- 委員は、原則として当該市町村の認定調査員となれない。ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りでないが、その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。
- 審査会の会長は、委員の中から互選によって選任する。
- 委員は、審査判定に関して知り得た個人の情報に関する守秘義務がある。

(2) 合議体

- 審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務（障害支援区分の判定及び支給要否決定についての意見）を取り扱うことができる。
- 合議体を構成する委員の定員は、5人を標準として市町村長が定める数とする。ただし、障害支援区分認定の更新に係る申請を対象とする場合や、委員の確保が著しく困難な場合については、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合に限り、5人よりも少ない人数を定めることができる。なお、この場合であっても、少なくとも3人を下回って定めることはできない。
- 合議体についても、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とするが、特定分野の委員の確保が困難な場合にあつては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催に当たって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席する方式でも差し支えない。

- 審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で概ね3月以上の間隔において合議体に所属する委員を変更することは可能である。なお、委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。また、委員確保が困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。
- 合議体には長を1人置き、当該合議体の委員の中から互選によって選任する。

(3) 市町村審査会及び合議体の運営

- 審査会は、会長（合議体の場合は、合議体の長）が招集する。
- 会長及び合議体の長は、あらかじめ職務を代理する委員を指名する。
- 審査会及び合議体は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催し議決することができない。
- 審査会及び合議体の議事は、会長及び合議体の長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 審査判定に当たっては、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るように努める。なお、必要に応じて、審査対象者及びその家族、介護者（支援者）、主治医、認定調査員、その他専門家の意見を聴くことも可能である。
- 審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(4) その他

- 市町村は、審査会の開催に先立ち、審査対象者をあらかじめ決定し、その氏名、住所などの個人を特定する情報について削除した上で以下の資料を作成し、審査会委員に対して事前に配付する。
 - ・ 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を用いて、市町村に設置された一次判定ソフト（障害支援区分判定ソフト2014）によって判定（一次判定）された結果
 - ・ 認定調査票（特記事項）の写し、医師意見書の写し、概況調査票の写し
- 各委員は、審査会開始前に一次判定結果を変更する必要があると考えられるケースや意見などを会長（合議体の場合は合議体の長）又は市町村審査会事務局に提出すること等により、限られた時間で審査会を効率的に運営できるよう努める。
- 公平・公正な障害支援区分の審査判定を行うために、合議体間の定期的な連絡会等を開催することが望ましい。
- 例えば、知的障害の方の生活状況などについて情報を得たい場合であって、コミュニケーションがうまく図れないときなどは、直接本人から必要な情報を得ることが困難な場合もあることから、審査会の判断に基づき、対象者の生活状況や心身の状況等を把握している支援者等に同席を依頼し、意見を聴くことが望ましい。

川 市町村審査会資料

1. 市町村審査会資料（様式）

○ 審査会で用いる資料のうち、一次判定の結果等が記載されている「市町村審査会資料」は、以下の様式（イメージ）で提示される。

取扱注意

市町村審査会資料

〇〇年〇月〇日 作成
 〇〇年〇月〇日 印刷
 〇〇年〇月〇日 調査
 〇〇年〇月〇日 審査

合同庁番号：00001 No. 1
 今回 申請区分：新規申請 審査種別：精神 年齢：30歳 性別：男
 前回 二次判定結果： 審査種別： 認定有効期間： 月00

1 一次判定簿

一次判定結果： 区分1	判定条件番号： 15	判定スコア：	区別値	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
			1.2%	12.7%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

案件の属する区分（仮置数）

応請条件 区分1	応請条件 区分2	応請条件 区分3	応請条件 区分4	行状上の障害 (A級)	行状上の障害 (B級)
1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%

2. 認定項目

項目	調査結果	判定結果
移動・動作	2-1. 歩行中 2-2. 片足上げ 2-3. 歩幅短縮 2-4. 歩速 2-5. 立ち上がり 2-6. 歩道の歩行姿勢 2-7. 歩道の歩行姿勢 2-8. 歩行 2-9. 杖 2-10. 杖の活用 2-11. 杖の活用 2-12. 立ち上がり	
身の振り方の技能・日常生活	2-1. 食事 2-2. 衣服整理 2-3. 入浴 2-4. 洗濯 2-5. 掃除 2-6. 掃除・洗濯整理 2-7. 身の整理 2-8. 衣類の整理 2-9. 電話機の利用 2-10. 日常の交通手段 2-11. 乗車の乗車 2-12. 乗車 2-13. 乗車 2-14. 乗車 2-15. 乗車 2-16. 乗車 2-17. 乗車 2-18. 乗車 2-19. 乗車 2-20. 乗車	
意思疎通等	3-1. 聴力 3-2. 聴力 3-3. コミュニケーション 3-4. 聴力の理解 3-5. 聴力の理解 3-6. 聴力の理解 3-7. 聴力の理解 3-8. 聴力の理解 3-9. 聴力の理解 3-10. 聴力の理解 3-11. 聴力の理解 3-12. 聴力の理解 3-13. 聴力の理解 3-14. 聴力の理解 3-15. 聴力の理解 3-16. 聴力の理解 3-17. 聴力の理解 3-18. 聴力の理解 3-19. 聴力の理解 3-20. 聴力の理解	
行動障害	4-1. 衝動性 4-2. 衝動性 4-3. 衝動性 4-4. 衝動性 4-5. 衝動性 4-6. 衝動性 4-7. 衝動性 4-8. 衝動性 4-9. 衝動性 4-10. 衝動性 4-11. 衝動性 4-12. 衝動性 4-13. 衝動性 4-14. 衝動性 4-15. 衝動性 4-16. 衝動性 4-17. 衝動性 4-18. 衝動性 4-19. 衝動性 4-20. 衝動性	
認知機能等（判定対象項目）	5-1. 知能 5-2. 知能 5-3. 知能 5-4. 知能 5-5. 知能 5-6. 知能 5-7. 知能 5-8. 知能 5-9. 知能 5-10. 知能 5-11. 知能 5-12. 知能 5-13. 知能 5-14. 知能 5-15. 知能 5-16. 知能 5-17. 知能 5-18. 知能 5-19. 知能 5-20. 知能	
身体の状態	6-1. 視覚 6-2. 聴覚 6-3. 嗅覚 6-4. 味覚 6-5. 触覚 6-6. 痛覚 6-7. 温度覚 6-8. 位置覚 6-9. 振動覚 6-10. 圧覚 6-11. 深圧覚 6-12. 痛覚 6-13. 温度覚 6-14. 位置覚 6-15. 振動覚 6-16. 圧覚 6-17. 深圧覚 6-18. 痛覚 6-19. 温度覚 6-20. 位置覚	
てんかん	7-1. てんかん 7-2. てんかん 7-3. てんかん 7-4. てんかん 7-5. てんかん 7-6. てんかん 7-7. てんかん 7-8. てんかん 7-9. てんかん 7-10. てんかん 7-11. てんかん 7-12. てんかん 7-13. てんかん 7-14. てんかん 7-15. てんかん 7-16. てんかん 7-17. てんかん 7-18. てんかん 7-19. てんかん 7-20. てんかん	
精神障害の徴候等	8-1. 精神障害 8-2. 精神障害 8-3. 精神障害 8-4. 精神障害 8-5. 精神障害 8-6. 精神障害 8-7. 精神障害 8-8. 精神障害 8-9. 精神障害 8-10. 精神障害 8-11. 精神障害 8-12. 精神障害 8-13. 精神障害 8-14. 精神障害 8-15. 精神障害 8-16. 精神障害 8-17. 精神障害 8-18. 精神障害 8-19. 精神障害 8-20. 精神障害	

3. 総合評価項目点表

応請条件	区別値	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

図1. 市町村審査会資料（イメージ）

2. 市町村審査会資料に示される指標

(1) 一次判定等

1 一次判定等											
一次判定結果:	区分1	判定条件番号:	15	判定スコア:	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
					1.2%	92.7%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
条件の組み合わせ(状態像)											
起展動作 =	0.0	生活機能Ⅱ ≤	23.6	応用日常生活動作 ≥	13.1	応用日常生活動作 ≤	36.1	行動上の障害(A群) ≥	0.0		
行動上の障害(C群) ≤	23.6	日常の意思決定	2.部分支援 3.全回支援	感情が不安定	1.支援不要	麻痺	1.ない 2.いずれか一肢のみ	生活障害評価 金融管理	1, 2, 3		

○ 認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、区分省令に基づき該当した区分等が一次判定の結果として、「非該当」又は「区分1～6」のいずれかで表示されている。

② 判定条件番号

○ 一次判定ロジックの中で該当(採用)した番号が表示されている。

③ 判定スコア

○ 一次判定ロジックの中で該当(採用)した番号の「区分等該当可能性(二次判定での出現割合)」が全ての区分等で表示されている。

④ 判定条件の組み合わせ(状態像)

○ 一次判定ロジックの中で該当(採用)した番号における条件の組み合わせ(状態像)が表示されている。

(2) 認定調査項目・医師意見書(判定対象項目)

2 認定調査項目				3 医師意見書(判定対象項目)			
		調査結果	前回結果			調査結果	前回結果
身の回りの世話・日常生活	2-1. 食事	部分支援	-	身体の状況	5-1. 麻痺 左上肢	-	-
	2-2. 衣服着脱	部分支援	一部介助		5-2. 麻痺 右上肢	ある(軽度)	-
	2-3. 入浴	-	-		5-3. 麻痺 左下肢	-	-
	2-4. 排泄	-	-		5-4. 麻痺 右下肢	ある(重度)	-
	2-5. 排便	-	-		5-5. 麻痺 その他	-	-
	2-6. 健康・栄養管理	部分支援	-		5-6. 関節の拘縮 右肩関節	-	-

○ 一次判定で活用した「認定調査項目(80項目)の調査結果」及び「医師意見書の一部項目(24項目)の記載内容」が表示されている。

○ 調査結果及び前回結果の欄には、各項目の調査結果等が表示されるが、「支援が不要」、「ない」、「日常生活に支障がない」、「理解できる」、「1」の場合は表示されない。(ブランク(空欄)となる。)

○ 新規申請の場合等で前回結果を有さない場合は、前回結果の欄の全てに「-」が表示される。

注) 前回結果が「障害程度区分」の場合

- ・ 障害支援区分への見直しに伴う「新規調査項目(6項目)」、「統合調査項目(7項目)」及び「医師意見書の判定対象項目(24項目)」においては、前回結果の欄に「-」が表示。
- ・ その他の項目は、前回認定時(障害程度区分)の調査結果等が表示。

(3) 総合評価項目得点表

4 総合評価項目得点表										
起居動作	生活機能Ⅰ (食事・排泄等)	生活機能Ⅱ (移動・清潔等)	視聴覚機能	応用日常 生活動作	認知機能	行動上の障害 (A群)	行動上の障害 (B群)	行動上の障害 (C群)	特別な医療	麻痺・拘縮
0.0	0.0	9.3	0.0	31.2	27.8	0.0	6.2	0.0	0.0	0.0

- 総合評価項目における各グループ（群）の合計点が表示されている。
ただし、一次判定ロジックで活用していない『第12グループ（群）「その他の医師意見書項目」の合計点』は表示されていない。
- なお、各グループ（群）の点数は同じ重みづけではないため、各グループ（群）の点数の比較や、加減乗除することは適当ではない。

(参考1) 市町村審査会資料に出力する選択肢の短縮表示【障害支援区分】

項目	項目	障害者及び介護職員の選択肢				審査会資料に出力する選択肢(短縮形)				対応する障害者支援区分の障害者番号				
		1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	1.見守り等	2.部分的な支援	3.全面的な支援	4.全面的な支援					
1. 身体的動作等に關連する項目	1-1 寝廻り	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		2-1				
	1-2 起き上がり	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		2-2				
	1-3 座位保持	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		2-3				
	1-4 移乗	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		2-6				
	1-5 立ち上がり	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		3-1				
	1-6 両足での立位保持	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		2-4				
	1-7 片足での立位保持	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		3-2				
	1-8 歩行	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		2-5				
	1-9 移動	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		2-7				
	1-10 衣服の着脱	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	部分支援	全面支援		-				
	1-11 じよくそう	1.ない	2.ある			ある				4-17				
	1-12 天んす	1.支援が必要	2.見守り等の支援が必要	3.部分的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	見守り等	全面支援			4-2				
2. 身の回りの仕度や日常生活等に關連する項目	2-1 食事	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			4-3				
	2-2 口腔清潔	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			5-17				
	2-3 入浴	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			-				
	2-4 排泄	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			4-5				
	2-5 排便	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			4-6				
	2-6 着脱・洗濯管理	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			-				
	2-7 薬の管理	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			5-3				
	2-8 食器の管理	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			5-4				
	2-9 電話等の利用	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			5-5				
	2-10 日常の意思決定	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			5-6				
	2-11 危険の認識	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			-				
	2-12 調理	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			-				
	2-13 掃除	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			5-3				
	2-14 洗濯	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			5-4				
	2-15 買い物	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			5-6				
	2-18 交通手段の利用	1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援			5-7				
	3. 意思疎通等に關連する項目	3-1 視力	1.日常生活に支障がない	2.1m離れた視力検査表の字が見える	3.目の前に置いた視力検査表の字が見える	4.ほとんど見えていない	5.全く見えない	6.見えているが判断不能	1m先が見える	目の前が見える	ほとんど見えず	全く見えず	判断不能	6-1
		3-2 聴力	1.日常生活に支障がない	2.普通の話がやっと聞き取れる	3.かなり大きな声なら何と聞き取れる	4.ほとんど聞こえない	5.全く聞こえない	6.聞こえているが判断不能	やっと聞き取れる	大声なら聞こえる	ほとんど聞こえず	全く聞こえず	判断不能	6-2
3-3 コミュニケーション		1.日常生活に支障がない	2.特定の場であればコミュニケーションできる	3.家族以外の方でコミュニケーションできる	4.独自の方法でコミュニケーションできる	5.コミュニケーションできない		特定の場なら可	家族以外で可	独自の方法で可	できない		-	
3-4 説明の理解		1.理解できる	2.理解できない	3.理解できていないが判断できない				理解できる	理解できない	判断不能			-	
3-5 読み書き		1.支援が必要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要	4.全面的な支援が必要	部分支援	全面支援						-	
3-6 感覚過敏・感覚鈍麻		1.ない	2.ある			ある							-	
4. 行動調整等に關連する項目	4-1 攻撃的・被害的	1.支援が必要	2.月に1回以上の支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.月に1回以上の支援が必要	5.月に1回以上の支援が必要	6.月に1回以上の支援が必要	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援		-	
	4-2 作話	1.支援が必要	2.月に1回以上の支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.月に1回以上の支援が必要	5.月に1回以上の支援が必要	6.月に1回以上の支援が必要	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援		7-1	
	4-3 感情が不安定	1.支援が必要	2.月に1回以上の支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.月に1回以上の支援が必要	5.月に1回以上の支援が必要	6.月に1回以上の支援が必要	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援		7-2	
	4-4 昼夜逆転	1.支援が必要	2.月に1回以上の支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.月に1回以上の支援が必要	5.月に1回以上の支援が必要	6.月に1回以上の支援が必要	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援		7-3	
	4-5 異常暴行	1.支援が必要	2.月に1回以上の支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.月に1回以上の支援が必要	5.月に1回以上の支援が必要	6.月に1回以上の支援が必要	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援	月に1回以上支援		7-4	

項目	警察署及び入居者上の措置				警察署に提出する書類(種類)				対応する警察官の職階及び所属	
	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援		
4. 行政処置に該当する項目	4-6 周りを騒がせる	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-6
	4-7 大声・怒声を出す	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	-
	4-8 支援の拒否	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-9 徘徊	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-10 理ち聞きがない	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-11 外出して戻れない	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-12 1人で出たがる	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-13 夜寝る	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-14 物や衣服を壊す	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-15 不潔行為	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-16 異変行動	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-17 ひどい物忘れ	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-18 こたわり	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-19 多動・行動停止	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-20 不安定な行動	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-21 自らを傷つける行為	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-22 他人を傷つける行為	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-23 不適切な行為	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-24 突発的な行動	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-25 過食・食す等	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-26 そろそろ状態	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-27 反抗的行動	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-28 対人面の不安険状	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
	4-29 意識が乏しい	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7
4-30 話がまとまらない	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7	
4-31 集中力が続かない	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7	
4-32 自己の過大評価	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	7-7	
4-33 集団への不適応	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	-	
4-34 多飲水・過飲水	1.支援が不要	2.特に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	6.月に1回以上支援	7.週に1回以上支援	8.ほぼ毎日支援	-	
5. 特別な医療に該当する項目	5-1 点滴の管理	1.ない	2.ある				ある			8-1
	5-2 中心静脈栄養	1.ない	2.ある				ある			8-2
	5-3 透析	1.ない	2.ある				ある			8-3
	5-4 ストーマの処置	1.ない	2.ある				ある			8-4

項目	項目	調査票及び入力票上の選択状況					調査票票例に出力する選択状況(感測器)					対応する調査票区分の別添項目番号	
		1ない	2ある	3ある(中度)	4ある(重度)	5	6	7	8	9			
5. 特別な装置に該当する項目	5-5 視覚療法	1ない	2ある				ある						5-5
	5-6 レスビレーター	1ない	2ある				ある						5-6
	5-7 気管切開の処置	1ない	2ある				ある						5-7
	5-8 呼吸の管理	1ない	2ある				ある						5-8
	5-9 経管栄養	1ない	2ある				ある						5-9
	5-10 モニター測定	1ない	2ある				ある						5-10
	5-11 じぶくそうの処置	1ない	2ある				ある						5-11
	5-12 カテーテル	1ない	2ある				ある						5-12
	6. 身体の状態	6-1 両肩 右 上肢	1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)			
6-2 両肩 左 上肢		1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-
6-3 両肩 右 下肢		1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-
6-4 両肩 左 下肢		1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-
6-5 両肩 その他		1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-
6-6 関節の拘縮 肩関節 右		1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-
6-6 関節の拘縮 肩関節 左		1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-
6-7 関節の拘縮 肘関節 右		1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-
6-7 関節の拘縮 肘関節 左		1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-
6-8 関節の拘縮 股関節 右		1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-
6-8 関節の拘縮 股関節 左	1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-	
6-9 関節の拘縮 膝関節 右	1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-	
6-9 関節の拘縮 膝関節 左	1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-	
6-10 関節の拘縮 その他	1ない	2ある(軽度)	3ある(中度)	4ある(重度)		ある(軽度)	ある(中度)	ある(重度)				-	
7. てんかん	7-1 てんかん	1ない	2ある(年1回以上)	3ある(月1回以上)	4ある(週1回以上)		年1回以上	月1回以上	週1回以上				-
8. 特別障害の環境評価	8-1 二輪自動車 精神症状	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	-
	8-2 二輪自動車 能力障害	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	-
	8-3 生活障害評価 食事	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	-
	8-4 生活障害評価 生活リズム	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	-
	8-5 生活障害評価 服装	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	-
	8-6 生活障害評価 金融管理	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	-
	8-7 生活障害評価 健康管理	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	-
	8-8 生活障害評価 対人関係	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	-
	8-9 生活障害評価 社会的適応	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	-

(参考2) 市町村審査会資料に出力する選択肢の短縮表示【障害程度区分】

項目	障害程度区分	調査用及び入力用項目の選択肢				審査会資料に出力する選択肢(短縮表示)				障害程度区分の別 短縮表示	
		1.できない	2.何かにつかまればできる	3.できない	4.できない	1.ある	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助		
1. 障害内容	1-1 両肩(左-上肢)					ある				-	
	両肩(右-上肢)	1.ない				ある				-	
	両肩(左-下肢)	2.左下肢				ある				-	
	両肩(右-下肢)	3.右下肢				ある				-	
	両肩(その他)	4.左下肢				ある				-	
	1-2 両腕(肩関節)					ある				-	
	両腕(肘関節)	1.ない				ある				-	
	両腕(股関節)	2.肘関節				ある				-	
	両腕(膝関節)	3.肘関節				ある				-	
	両腕(足関節)	4.膝関節				ある				-	
	両腕(その他)	5.足関節				ある				-	
2. 移動	2-1 搬送り	1.つかまらないうでできる	2.何かにつかまればできる	3.できない		つかまれば可		できない		1-1	
	2-2 起き上がり	1.つかまらないうでできる	2.何かにつかまればできる	3.できない		つかまれば可		できない		1-2	
	2-3 座位保持	1.できる	2.自分の手で支えればできる	3.支えてもらえればできる	4.できない	自分で支えれば可		支えが必要	できない	1-3	
	2-4 両足での立位	1.支えなしでできる	2.何か支えがあればできる	3.できない		支えが必要		できない		1-8	
	2-5 歩行	1.つかまらないうでできる	2.何かにつかまればできる	3.できない		つかまれば可		できない		1-8	
	2-6 移動	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助	見守り等	一部介助	全介助		1-4	
	2-7 移動	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助	見守り等	一部介助	全介助		1-8	
	3. 複雑動作	3-1 立ち上がり	1.つかまらないうでできる	2.何かにつかまればできる	3.できない		つかまれば可		できない		1-5
3-2 片足での立位		1.支えなしでできる	2.何か支えがあればできる	3.できない		支えが必要		できない		1-7	
3-3 洗身		1.できる	2.一部介助	3.全介助	4.行っていない	一部介助	全介助	行っていない		-	
4. 特別介助	4-17 じよくそろ	1.ない	2.ある			ある				1-11	
	4-14 皮膚疾患	1.ない	2.ある			ある				-	
	4-2 えんどう	1.できる	2.見守り等	3.できない		見守り等		できない		1-12	
	4-3 食事摂取	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助	見守り等	一部介助	全介助		2-1	
	4-4 飲水	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助	見守り等	一部介助	全介助		-	
	4-5 排尿	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助	見守り等	一部介助	全介助		2-4	
	4-8 排便	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助	見守り等	一部介助	全介助		2-5	
5. 身の回り	5-17 口腔清潔	1.できる	2.一部介助	3.全介助		一部介助	全介助			2-2	
	5-14 洗脚	1.できる	2.一部介助	3.全介助		一部介助	全介助			-	
	5-19 髪髪	1.できる	1.一部介助	3.全介助		一部介助	全介助			-	
	5-12 つめ切り	1.できる	2.一部介助	3.全介助		一部介助	全介助			-	
	5-27 上衣の履脱	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助	見守り等	一部介助	全介助		-	
	5-24 ズボン等の履脱	1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助	見守り等	一部介助	全介助		-	
	5-3 菓の内服	1.できる	1.一部介助	3.全介助		一部介助	全介助			2-7	
	5-4 薬の管理	1.できる	2.一部介助	3.全介助		一部介助	全介助			2-8	
	5-5 電話の利用	1.できる	2.一部介助	3.全介助		一部介助	全介助			2-9	
	5-8 日常の意思決定	1.できる	2.特別な場合を除いてできる	3.日常時に困難	4.できない	特別な場合以外可	日常的に困難	できない			2-10
6. 意思疎通	6-1 視力	1.普通(日常生活に支障がない)	2.約1mは離れた視力が読める	3.目の前に置いた視力が読める	4.ほとんど見えな	5.見えていないのか判断不能	1m先が見える	目の前が見える	ほとんど見えず	判断不能	3-1
	6-2 聴力	1.普通	2.普通の声やうわごと聞き取れる	3.かなり大きな声なら何と聞き取れる	4.ほとんど聞えない	5.聞えていないのか判断不能	やっと聞える	大声が聞える	ほとんど聞えず	判断不能	3-2
	6-37 意思の伝達	1.調査対象者が意思を明確に伝達できる	2.ときどき伝達できる	3.ほとんど伝達できない	4.できない		ときどきできる	ほとんど不可	できない		-

項目	内容	調査票及び入力画面上の選択順			調査票入力に出力する選択順(記録順)			対応する検査実施部分の調査項目番号
		1.介護者の指示がとどき通じる	2.介護者の指示がとどき通じない	3.介護者の指示が通じない	1.とどき通じる	2.通じない	3.通じない	
5. 家庭環境	5-47 指示への反応	1.できる	2.できない	3.通じない	1.とどき通じる	2.通じない	3.通じない	-
	5-57 毎日の日課を理解	1.できる	2.できない		できない			-
	5-54 去年月日という	1.できる	2.できない		できない			-
	5-56 場所記憶	1.できる	2.できない		できない			-
	5-52 自分の名前をいう	1.できる	2.できない		できない			-
	5-54 今の車庫を理解	1.できる	2.できない		できない			-
	5-58 場所の理解	1.できる	2.できない		できない			-
	7. 行動	7-7 挨拶前	1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある	
7-4 作話		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-2
7-9 幻覚幻聴		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		-
7-2 感情が不安定		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-3
7-0 服装変化		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-4
7-3 異常動作		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-5
7-4 同じ話を繰り返す		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-6
7-2 大声を出す		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		-
7-4 介護に抵抗		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-8
7-0 常時の徘徊		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-9
7-2 落ち着きなし		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-10
7-7 外出して戻れない		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-11
7-5 一人で出たがる		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-12
7-7 脱走癖		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-13
7-7 火の不始末		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		-
7-9 物や衣服を壊す		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-14
7-7 不潔行為		1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-15
7-7 異次行動	1.ない	2.ときどきある	3A.週1回以上 3B.ほぼ毎日	ときどきある	週1回以上	ほぼ毎日	4-16	
7-7 ひどい物忘れ	1.ない	2.ときどきある	3.ある	ときどきある	ある		4-17	
8. 特別な医療	8-1 点滴の管理				ある			5-1
	8-2 中心静脈栄養				ある			5-2
	8-3 透析				ある			5-3
	8-4 ストーマの処置				ある			5-4
	8-5 酸素療法	1.点滴の管理 2.中心静脈栄養 3.透析			ある			5-5
	8-6 レスビレーター	4.ストーマ(人工肛門)の処置 5.酸素療法 6.レスビレーター(人工呼吸機)			ある			5-6
	8-7 気管切開の処置	7.気管切開の処置 8.尿管の管理 9.経管栄養			ある			5-7
	8-8 疼痛の管理	10.モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等) 11.じょくそうの処置			ある			5-8
	8-9 経管栄養	12.カテーテル(コンドームカテーテル、胃置カテーテル、ウロストーマ等)			ある			5-9
	8-10 モニター測定				ある			5-10
	8-11 じょくそうの処置				ある			5-11
	8-12 カテーテル				ある			5-12
B1項目群	9-1 調剤	1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助	見守り、一部介助	全介助		-
	9-2 食事の配下膳	1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助	見守り、一部介助	全介助		-
	9-3 掃除	1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助	見守り、一部介助	全介助		2-13
	9-4 洗濯	1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助	見守り、一部介助	全介助		2-14
	9-5 入浴の準備片付け	1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助	見守り、一部介助	全介助		-

項目	項目	測定項目及び入力範囲上の測定値				測定項目(二カ力する測定値(範囲))				測定項目(測定項目)の測定項目	
		1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助		見守り、一部介助	全介助				
B1項目群	6-6 買い物	1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助		見守り、一部介助	全介助			2-15	
	6-7 交通手段の利用	1.できる	2.見守り、一部介助	3.全介助		見守り、一部介助	全介助			2-16	
B2項目群	7-1 ごだわり	1.ない	2.ときどきある	3.ある		ときどきある	ある			4-18	
	7-2 多動・行動停止	1.ない	2.時にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	時にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-19
	7-3 不安定な行動	1.ない	2.時にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	時にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-20
	7-4 自ら叩く等の行為	1.ない	2.時にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	時にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-21
	7-5 物を叩く等の行為	1.ない	2.時にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	時にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-22
	7-6 興味等による行動	1.ない	2.時にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	ほぼ毎日(びびり外注のため)	時にある	月に1回以上	週に1回以上	毎日(外出のため)	4-23
	7-7 通常と違う声	1.ない	2.時にある	3.週に1回以上	4.日に1回以上	5.日に頻回	時にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	-
	7-8 突発的行動	1.ない	2.時にある	3.週に1回以上	4.日に1回以上	5.日に頻回	時にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	4-24
	7-9 反復的行動	1.ない	2.ときどきある	3.ある		ときどきある	ある				4-25
	C項目群	6-3f 独自の意思伝達	1.独自の方法にみならず意思表示ができる	2.時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある	3.常に、独自の方法でないと意思表示できない	4.意思表示ができない	ときどきできる	ほとんど不可	できない		
6-4f 説明の理解		1.日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いても説明を理解できる	2.時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いても説明を理解できないことがある	3.常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いても説明を理解できない	4.言葉以外の方法を用いても説明を理解できない	ときどきできる	ほとんど不可	できない			
7-7 過食、反すう等		1.ない	2.時にある	3.月に1回以上	4.週に1回以上	5.ほぼ毎日	時にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	4-25
7-8 興奮で怒罵的		1.ない	2.ときどきある	3.ある		ときどきある	ある				4-26
7-9 対人面の不安緊張		1.ない	2.ときどきある	3.ある		ときどきある	ある				4-27
7-10 食欲が乏しい		1.ない	2.ときどきある	3.ある		ときどきある	ある				4-28
7-11 話がよとるらない		1.ない	2.ときどきある	3.ある		ときどきある	ある				4-29
7-12 集中力が続かない		1.ない	2.ときどきある	3.ある		ときどきある	ある				4-30
7-13 自己の過大評価		1.ない	2.ときどきある	3.ある		ときどきある	ある				4-31
7-14 思い強く強制的		1.ない	2.ときどきある	3.ある		ときどきある	ある				4-32
8-8 文字の視覚的認識	1.できる	2.一部介助	3.全介助		一部介助	全介助				-	

IV 審査判定の進め方

1. 市町村審査会で用いる資料

- 審査会では、「市町村審査会資料（一次判定結果）」、「認定調査票（特記事項）」及び「医師意見書」に記載された内容に基づき、審査判定（二次判定）を行う。

【概況調査票の取扱い】

- 概況調査票の内容（単身・同居の別や家族等の介護者（支援者）の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）については、障害支援区分の認定後、サービスの種類や量などを支給決定する際において、障害支援区分の認定結果とともに勘案されるもの。
- そのため、概況調査票を審査判定の際に本人の一般的な生活状況等を把握するために参照することは差し支えないが、概況調査票の内容を理由として、障害支援区分の審査判定を行うことは適当でない。
- なお、訓練等給付等のサービス利用について意見を付す場合には、概況調査票の内容を勘案して検討することは差し支えない。

2. 一次判定結果の確定

- 審査会は、一次判定で活用した項目（認定調査項目及び医師意見書の一部項目）について、特記事項及び医師意見書の内容と矛盾（不整合）がないかを確認する。

(1) 再調査

- 審査会は、一次判定で活用した項目の確認ができない場合など、再調査が必要と判断した場合には、審査会事務局に対して、再度調査すべき内容を明らかにして連絡（依頼）をする。
- なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会（再調査を依頼した審査会）において行う。

(2) 一次判定で活用した項目の一部修正

- 認定調査や医師意見書の記載時では得られなかった状況が、特記事項や医師意見書（審査会における認定調査員や医師意見書の記載医師による発言を含む。）によって新たに明らかとなった場合は、必要に応じて該当する項目の修正を行うことができる。
- ただし、以下の事項に基づいた修正を行うことはできない。

ア. 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

- ・ 特記事項や医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいた修正を行うことはできない。

イ. 根拠のない事項

- ・ 特記事項や医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて一次判定で活用した項目の修正を行うことはできない。

- なお、審査会事務局は、一次判定の結果を確定するに当たって、以下の点を必ず確認する。
 - ・ 正しい情報が漏れなく一次判定用ソフトに入力されていること。
 - ・ 修正後の一次判定結果が、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた結果であること。

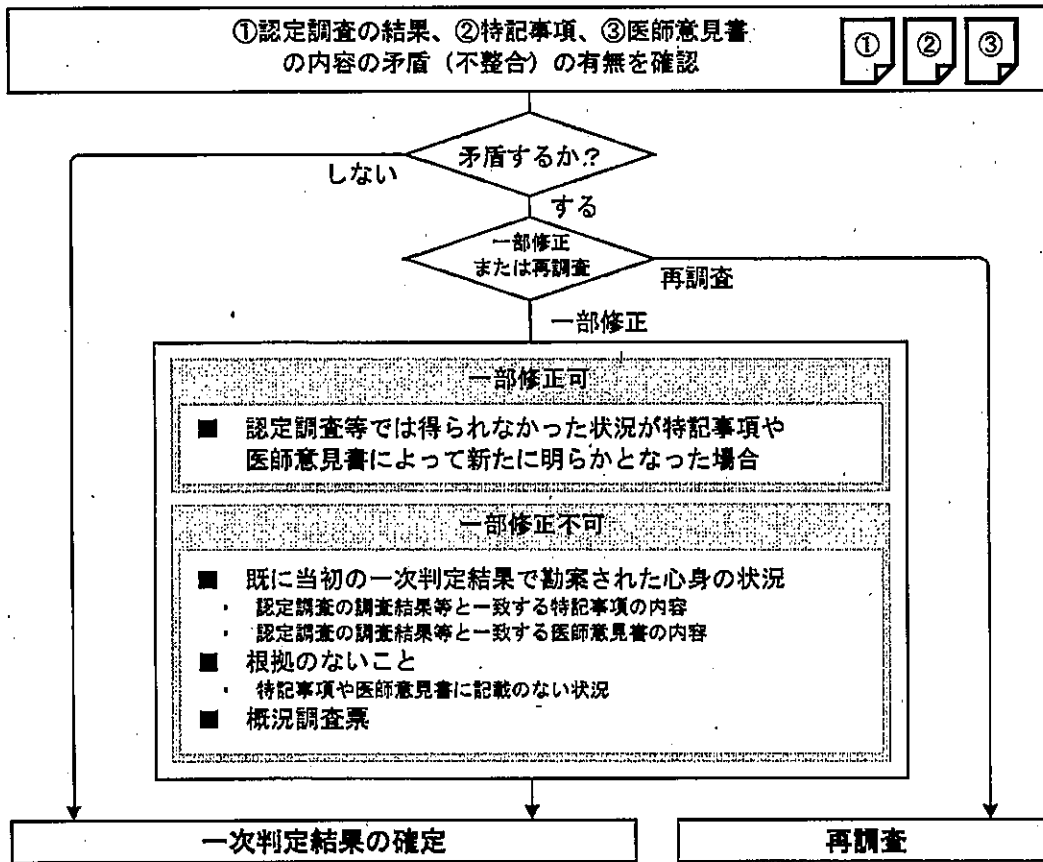


図2. 一次判定結果の確定の流れ

3. 障害支援区分の判定（二次判定）

(1) 二次判定の流れ

- 審査会は、確定した一次判定の結果を原案として、特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案した上で、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合い」に相当するかどうかを確認する。

注) 二次判定における医師意見書の取扱い

- ・ 医師意見書の一部項目は、既に一次判定で評価されているため、その項目のみをもって一次判定の結果を変更することはできない。(次頁参照)

○ ただし、以下の事項に基づいた変更を行うことはできない。

ア. 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況
・ 特記事項や医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。
イ. 根拠のない事項
・ 特記事項や医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない状況を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。
ウ. 必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項
・ 審査対象者の年齢など、必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。
エ. 心身の状況以外の状況(支給決定の段階における勘案事項)
① 施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者(支援者)の有無
② 特記事項及び医師意見書における「抽象的な支援の必要性」に関する記載
③ 特記事項及び医師意見書における「審査対象者の希望」に関する記載
④ 特記事項及び医師意見書における「現に受けているサービス」に関する記載 など

○ なお、一次判定の結果を変更する場合には、区分省令に定める区分毎の条件(状態像)を参考に、一次判定の結果を変更する妥当性について、必ず検証する。

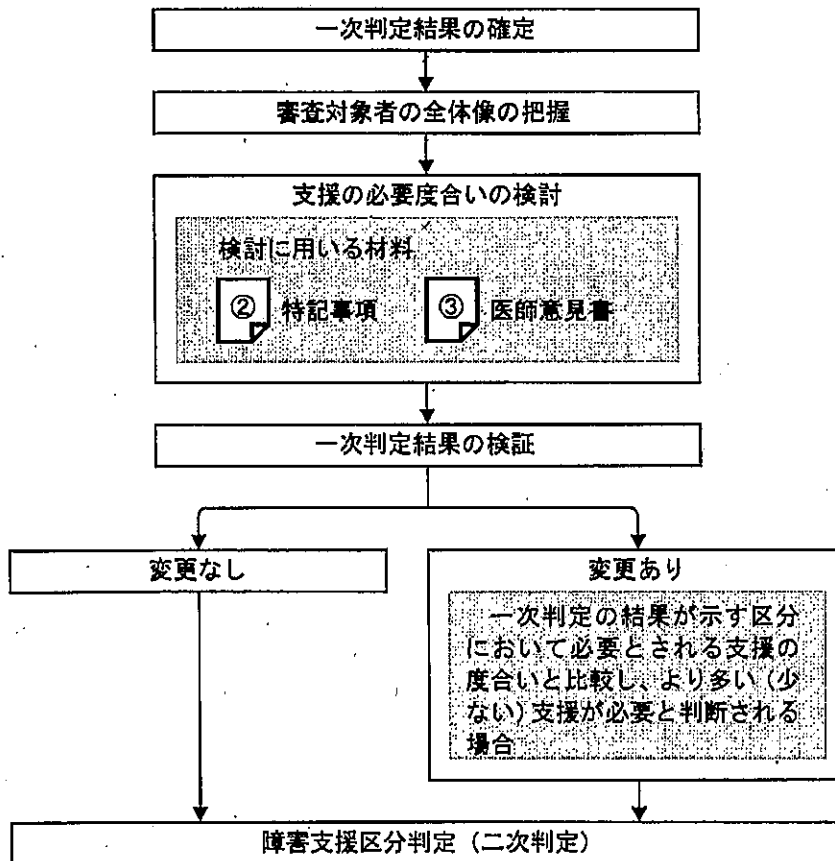


図3. 一次判定結果の確定から二次判定までの流れ

(2) 二次判定におけるポイント（留意点）

- 障害支援区分の一次判定（コンピュータ判定）においては、障害程度区分とは異なり、認定調査の結果に加えて医師意見書の一部項目も活用している。

【一次判定（コンピュータ判定）で活用する医師意見書の一部項目（24項目）】

- ・ 麻痺（左右:上肢、左右:下肢、その他）
- ・ 関節の拘縮（左右:肩・肘・股・膝関節、その他）
- ・ 精神症状・能力障害二軸評価（精神症状評価・能力障害評価）
- ・ 生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会的活動）
- ・ てんかん

- また、障害支援区分の認定調査においては、障害程度区分とは異なり、「できたりできなかつたりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」を判断基準としている。

障害程度区分 「できたりできなかつたりする場合」は「より頻回な状況」に基づき判断

障害支援区分 「できたりできなかつたりする場合」は「できない状況」に基づき判断

※ なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害、発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「慣れていない状況や初めての場所」では「できない場合」を含めて判断する。

- 審査会委員においては、
 - ・ 一次判定の結果は、認定調査の結果及び医師意見書の一部項目が活用されていること
 - ・ 加えて、各項目における定義、選択肢の判断基準等を適切に把握し、特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案した審査判定を行う必要がある。
- 以上を前提として、二次判定における検討のポイント（留意点）は以下のとおり。

① 特記事項

- 審査会は、特記事項に記載された内容により、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等における支援の度合い」と比較し、より多い（少ない）支援が必要と判断される場合には、一次判定の結果を変更する必要があるかどうかを区分省令に定める区分毎の条件（状態像）を参考にしながら検討することとなる。
- 一次判定で活用した認定調査の結果及び医師意見書の一部項目と一致する特記事項の内容は、既に一次判定で評価されているため、その項目のみをもって一次判定の結果を変更することは適当ではない。
- ただし、一次判定の結果が「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」と確定した認定調査項目について、その認定調査項目に係る特記事項の具体的な記載内容から、「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」を選択する場合に必要とされる支援の度合いとは異なるものと判断される場合においては、一次判定の結果を変更することについて検討することは差し支えない。

② 医師意見書

- 審査会は、医師意見書に記載された内容により、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分における支援の度合い」と比較し、より多い（少ない）支援が必要と判断される場合には、一次判定の結果を変更する必要があるかどうかを区分省令に定める区分毎の条件（状態像）を参考にしながら検討することとなる。
- 一次判定で活用した認定調査の結果及び医師意見書の一部項目と一致する医師意見書の内容は、既に一次判定で評価されているため、その項目のみをもって一次判定の結果を変更することは適当ではない。
- また、認定調査の調査項目と医師意見書の記載内容とは選択基準が異なるものもあるため、類似の設問においても、結果が一致しないこともあり得ることから、両者の単純な差異のみを理由に審査会で一次判定の変更を行うことは適当ではない。
- ただし、一次判定の結果が「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」と確定した項目について、特記事項の記載内容に加えて、医師意見書の具体的な記載内容から、「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」を選択する場合に必要なとされる支援の度合いとは異なるものと判断される場合においては、一次判定の結果を変更することについて検討することは差し支えない。

4. 市町村審査会が付する意見

(1) 障害支援区分の認定の有効期間

- 審査会は、「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において、認定の有効期間（3年間）をより短く（3カ月以上で）設定するかどうかの検討を行い、その結果（障害支援区分の再認定の具体的な期間）を市町村に報告する。
 - ・ 身体上又は精神上の障害の程度が6カ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。
 - ・ その他、審査会が特に必要と認める場合。

(2) サービス利用に関する意見

- 障害支援区分の判定が「非該当」の場合等において、審査会として、訓練等給付等のサービス利用が適当と判断される場合には、その旨の意見を付すことができる。

(3) 支給決定要否に関する意見

- 審査会は、市町村が作成した支給決定案が当該市町村の支給基準と乖離するような場合、市町村から求めを受けて、審査会としての意見を述べることとなっている。

V. その他

概況調査票

(別添1)

1. 調査実施者 (記入者)

実施日	年 月 日	実施場所	自宅・自宅外 ()		
記入者	(ふりがな)	所属機関		調査時間	

2. 調査対象者

対象者	(ふりがな)	男・女	生年月日 年齢	男・女・期・年 年 月 日生 (歳)
現住所	〒 -		電話	- -
家族等 連絡先	〒 - 氏名 () 調査対象者との関係 ()		電話	- -

3. 認定を受けている各種の障害等級等 (該当する項目に記号又は○をつけてください)

(1) 身体障害者等級	1級・2級・3級・4級・5級・6級			
(2) 身体障害の種類	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・その他 ()			
(3) 療育手帳等級	最重度	OA	A1	1度
	重度	A	A2	2度
	中度	B	B1	3度
	軽度	C	B2	4度
(4) 精神障害者保健福祉手帳等級	1級・2級・3級			
(5) 難病等疾病名				
(6) 障害基礎年金等級	1級・2級			
(7) その他の障害年金等級	1級・2級・3級			
(8) 生活保護の受給	有 (他人介護料有り)・有 (他人介護料無し)・無			

4. 現在受けているサービスの状況 (別紙「サービスの利用状況票」に記入してください)

5. 地域生活関連 (サービスの種類や量に関することを中心に記入してください)

(1) 外出の頻度 (過去1ヶ月間の回数) () 回程度
(2) 社会活動の参加状況 ()
(3) 過去2年間の入所歴の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→入所期間 年 月～ 年 月 施設の種別 () 年 月～ 年 月 施設の種別 ()
(4) 過去2年間の入院歴の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→入院期間 年 月～ 年 月 原因となった病名 () 年 月～ 年 月 原因となった病名 ()
(5) その他

6. 就労関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

(1) 就労状況	<input type="checkbox"/> 一般就労	<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	
	<input type="checkbox"/> 就労していない	<input type="checkbox"/> その他（	）
(2) 就労継続の有無	一般就労やパート・アルバイトの経験	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
	最近1年間の就労の経験	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
	中断の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
(3) 就労希望の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	
	具体的に		

7. 日中活動関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

主に活動している場所	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 施設	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> その他（	）
------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---

8. 介護者（支援者）関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

(1) 介護者（支援者）の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
(2) 介護者（支援者）の健康状況等特記すべきこと		

9. 居住関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

(1) 生活の場所	<input type="checkbox"/> 自宅（単身）	<input type="checkbox"/> 自宅（家族等と同居）	<input type="checkbox"/> グループホーム
	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 入所施設	<input type="checkbox"/> その他（
(2) 居住環境			）

10. その他（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください）

--

(別紙)

サービスの利用状況票

利用者氏名

月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
4:00							
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							
18:00							
20:00							
22:00							
24:00							
2:00							
4:00							

週単位以外
のサービス

認定調査票

1. 移動や動作等に関連する項目

11-1	搬送り	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
11-2	搬上り	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
11-3	搬下り	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
11-4	移動	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
11-5	立ち上がり	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
11-6	両足での立位保持	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
11-7	片足での立位保持	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
11-8	歩行	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
11-9	移動	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
11-10	衣服の着脱	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	

1-11	しどくそう	特記事項
1	ない	
2	ある	

1-12	元服下	特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2: 身の周りの世帯や日常生活等に關連する項目

2-1	食糧	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-2	洗濯	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-3	入浴	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-4	着脱	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-5	掃除	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-6	調理・洗濯管理	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-7	家の管理	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-8	金銭の管理	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-9	電話等の利用	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-10	日常の意思決定	特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

22-11 読書の困難		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

22-12 調理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

22-13 掃除		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

22-14 洗濯		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

22-15 買い物		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

22-16 交通手段の利用		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

3. 重要事項等に関連する項目

33-1 視力		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	約1m離れた視力検査表の字が見える	
3	目の前に置いた視力検査表の字が見える	
4	ほとんど見えていない	
5	全く見えない	
6	見えているのか判断不能	

33-2 聴力		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	普通の声がやっと聞き取れる	
3	かなり大きな声なら何とか聞き取れる	
4	ほとんど聞こえない	
5	全く聞こえない	
6	聞こえているのか判断不能	

33-3 コミュニケーション		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	特定の場であればコミュニケーションできる	
3	言葉以外の方法でコミュニケーションできる	
4	独自の方法でコミュニケーションできる	
5	コミュニケーションできない	

33-4 説明の理解		特記事項
1	理解できる	
2	理解できない	
3	理解できているか判断できない	

3-5 別荘等		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

3-6 重要施設/重要財産		特記事項
1	ない	
2	ある	

4 行政運営に關する項目

4-1 被害的/被害的		特記事項
1	支援が不要	
2	常に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要	

4-2 作務		特記事項
1	支援が不要	
2	常に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要	

4-3 賠償が不要		特記事項
1	支援が不要	
2	常に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要	

4-4 重要施設		特記事項
1	支援が不要	
2	常に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要	

4-5 重要事件/被害的		特記事項
1	支援が不要	
2	常に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要	

4-6 同じ居住する		特記事項
1	支援が不要	
2	常に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要	

4-7 大規模/被害的/被害的		特記事項
1	支援が不要	
2	常に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要	

4-8 支援の種類		特記事項
1	支援が不要	
2	月に1回以上必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-9 障がい		特記事項
1	支援が不要	
2	月に1回以上必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-10 障害認定がない		特記事項
1	支援が不要	
2	月に1回以上必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-11 外出して要しない		特記事項
1	支援が不要	
2	月に1回以上必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-12 1人で出たがる		特記事項
1	支援が不要	
2	月に1回以上必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-13 夜間		特記事項
1	支援が不要	
2	月に1回以上必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-14 福祉法を遵守		特記事項
1	支援が不要	
2	月に1回以上必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-15 不審行為		特記事項
1	支援が不要	
2	月に1回以上必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-16 異食行動		特記事項
1	支援が不要	
2	月に1回以上必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-17	ひとひ箱入れ	特記事項
1	支援が不要	
2	月に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-18	こだわり箱入れ	特記事項
1	支援が不要	
2	月に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-19	乗換え行動禁止	特記事項
1	支援が不要	
2	月に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-20	不要な行動	特記事項
1	支援が不要	
2	月に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-21	肩をまっつける行為	特記事項
1	支援が不要	
2	月に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-22	肩をまっつける行為	特記事項
1	支援が不要	
2	月に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-23	不適切な行為	特記事項
1	支援が不要	
2	月に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-24	喫煙的な行動	特記事項
1	支援が不要	
2	月に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-25	過食・反吐の癖	特記事項
1	支援が不要	
2	月に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-26 不労状態		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-27 反復的行動		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-28 対人関の不要状態		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-29 言葉が通じない		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-30 服装が整わない		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-31 集中力が続かない		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-32 自己の過大評価		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-33 集団への不適応		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-34 多飲水・過飲水		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

5. 特別な医療に要する項目

5-1 立派の管理		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-2 中心静脈栄養		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-3 透析		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-4 ストロークの処置(人工呼吸の処置)		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-5 酸素療法		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-6 レスビレーター(人工呼吸器)		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-7 気管切開の処置		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-8 褥瘡の管理		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-9 経管栄養		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-10 モニター測定(血圧、心電図、酸素飽和度等)		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-11 じょうろ等の処置		特記事項
1	ない	
2	ある	
5-12 カテーテル		特記事項
1	ない	
2	ある	

6. その他(臨床医の病に「患者が患者に必要とされる処置の度合い」に照らすことで判断できた事項)

特記事項	

医師意見書

記入日 平成 年 月 日

申請者	(ふりがな)	男 女	〒
	明・大・昭・平 年 月 日生(歳)		
上記の申請者に関する意見は以下の通りです。 主治医として本意見書がサービス等利用計画の作成に当たって利用されることに <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。			
医師氏名		電話 ()	
医療機関名		FAX ()	
医療機関所在地			
(1) 最終診察日	平成 年 月 日		
(2) 意見書作成回数	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以上		
(3) 診療科	<input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> 脳神経外科 <input type="checkbox"/> 皮膚科 <input type="checkbox"/> 泌尿器科 <input type="checkbox"/> 婦人科 <input type="checkbox"/> 眼科 <input type="checkbox"/> 耳鼻咽喉科 <input type="checkbox"/> リハビリテーション科 <input type="checkbox"/> 歯科 <input type="checkbox"/> その他 ()		

1. 診断に関する意見

(1) 診断名 (障害の直接の原因となっている疾患名については1. に記入) 及び発症年月日

1. _____ 発症年月日 (昭和・平成) 年 月 日(日)

2. _____ 発症年月日 (昭和・平成) 年 月 日(日)

3. _____ 発症年月日 (昭和・平成) 年 月 日(日)

入院歴 (直近の入院歴を記入)

1. 昭和・平成 年 月～ 年 月 (傷病名: _____)

2. 昭和・平成 年 月～ 年 月 (傷病名: _____)

(2) 症状としての安定性 (不安定である場合、具体的な状況を記入。
特に精神疾患・難病については症状の変動についてわかるように記入。)

(3) 障害の直接の原因となっている疾患の経過及び投薬内容を含む治療内容

2. 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報 利き手(右 左) 身長= _____ cm 体重= _____ kg (過去6ヶ月の体重の変化 増加 維持 減少)

(2) 四肢欠損 (部位: _____)

(3) 麻痺
 右上肢 (程度: 軽 中 重) 左上肢 (程度: 軽 中 重)
 右下肢 (程度: 軽 中 重) 左下肢 (程度: 軽 中 重)
 その他 (部位: _____ 程度: 軽 中 重)

(4) 筋力の低下 (部位: _____ 程度: 軽 中 重)
 (過去6ヶ月の症状の変動 改善 維持 増悪)

(5) 関節の拘縮
 肩関節 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)
 肘関節 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)
 股関節 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)
 膝関節 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)
 その他 (部位: _____ 程度: 軽 中 重)

(6) 関節の痛み (部位: _____ 程度: 軽 中 重)
 (過去6ヶ月の症状の変動 改善 維持 増悪)

(7) 失調・不協調運動
 上肢 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)
 体幹 (程度: 軽 中 重)
 下肢 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)

(8) 痙攣 (部位: _____ 程度: 軽 中 重)

(9) その他の異常疾患 (部位: _____ 程度: 軽 中 重)

3. 行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害
昼夜逆転 暴言 自傷 他害 支援への抵抗 徘徊
危険の認識が困難 不潔行為 異食 性的逸脱行動 その他 ()

(2) 精神症状・能力障害二軸評価
 精神症状評価 1 2 3 4 5 6
 能力障害評価 1 2 3 4 5
 (判定時期 平成 年 月)

(3) 生活障害評価
 食事 1 2 3 4 5 生活リズム 1 2 3 4 5
 保清 1 2 3 4 5 金銭管理 1 2 3 4 5
 服薬管理 1 2 3 4 5 対人関係 1 2 3 4 5
 社会的適応に関する行動 1 2 3 4 5
 (判断時期 平成 年 月)

(4) 精神・神経症状
意識障害 記憶障害 注意障害 遂行機能障害
社会的行動障害 その他の認知機能障害 気分障害 (抑うつ気分、軽躁/躁状態)
睡眠障害 幻覚 妄想 その他 ()
 専門科受診の有無 有 () 無

(5) てんかん
週1回以上 月1回以上 年1回以上

4. 特別な医療 (現在、定期的あるいは頻回に受けている医療)

処置内容 状態の管理 中心静脈栄養 透析 ストーマの処置
酸素療法 レスピレーター 気管切開の処置 疼痛の管理
経管栄養 (胃ろう) 呼吸器吸引処置 (原状 回/日) 間歇的糖尿
 特別な対応 モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等) 褥瘡の処置
 去痰への対応 カテーテル (コンドームカテーテル、留置カテーテル等)

5. サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針
尿失禁 転倒・骨折 徘徊 褥瘡 嚥下低防炎 腸閉塞
易感染性 心筋機能の低下 疼痛 脱水 行動障害 精神症状の増悪
けいれん発作 その他 ()
 → 対処方針 ()

(2) 障害福祉サービスの利用時に関する医学的観点からの留意事項
 血圧について ()
 嚥下について ()
 疼痛について ()
 移動について ()
 行動障害について ()
 精神症状について ()
 その他 ()

(3) 感染症の有無 (有の場合は具体的に記入)
有 () 無 不明

6. その他特記すべき事項

障害支援区分の認定やサービス等利用計画の作成に必要な医学的なご意見等をご記載してください。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載してください。[情報提供書や身体障害者申請書添付書の写し等を添付して頂いても結構です。]

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

(平成二十六年一月二十三日 厚生労働省令第五号)

(障害支援区分に関する審査判定基準等)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第四条第四項の厚生労働省令で定める区分は、第二号から第七号までに掲げる区分とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要とされる支援の度合が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度合のいずれかに該当するかについて行うものとする。この場合において、法第二十条第二項（法第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害支援区分認定調査」という。）の結果及び医師意見書に基づいて算定された別表第一の項目の欄に掲げる項目（以下単に「項目」という。）のうち当該障害者の障害の状態に当てはまるものに係る点数又は当該点数を各群につき合計した点数（以下「合計点数等」という。）が二以上の別表第二の番号の欄に掲げる番号（以下単に「番号」という。）に係る同表の条件の欄に掲げる条件（以下単に「条件」という。）を満たす場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該二以上の番号に係る同表の区分等該当可能性の欄に掲げる割合のうち最も高いもの（当該最も高いものが二以上あるときは、当該最も高いものに係る番号のうち最も大きいもの）に係る条件のみを満たすものとして取り扱うものとする。

一 非該当 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の非該当の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

二 区分一 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

三 区分二 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

四 区分三 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

五 区分四 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

六 区分五 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

七 区分六 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合

- イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）
- ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められる支援の度合（イに該当するものを除く。）

（都道府県審査会に関する読替え）

第二条 法第二十六条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、前条の規定を適用する場合においては、同条中「市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

別表第一（第一条関係）

群	項目	点 数												
		支援が不要	0	見守り等の支援が必要	7.8	部分的な支援が必要	10.4	全面的な支援が必要	14.8					
1	起居動作	寝返り	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	7.8	部分的な支援が必要	10.4	全面的な支援が必要	14.8				
		起き上がり	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	6.2	部分的な支援が必要	8.9	全面的な支援が必要	15.0				
		座位保持	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	6.6	部分的な支援が必要	11.6	全面的な支援が必要	15.9				
		両足での立位保持	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	7.2	部分的な支援が必要	9.4	全面的な支援が必要	14.6				
		歩行	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	5.4	部分的な支援が必要	7.7	全面的な支援が必要	13.6				
		立ち上がり	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	5.1	部分的な支援が必要	7.7	全面的な支援が必要	14.6				
	片足での立位保持	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	2.8	部分的な支援が必要	3.4	全面的な支援が必要	11.4					
	2	(食事・排泄等) 生活機能I	じよくそう	ない	0	ある	10.0							
			えん下	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	13.5	全面的な支援が必要	25.2					
			食事	支援が不要	0	部分的な支援が必要	14.4	全面的な支援が必要	23.0					
			排泄	支援が不要	0	部分的な支援が必要	11.6	全面的な支援が必要	20.1					
			排便	支援が不要	0	部分的な支援が必要	10.9	全面的な支援が必要	19.9					
			移乗	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	6.6	部分的な支援が必要	10.7	全面的な支援が必要	15.9			
	3	(移動・清潔等) 生活機能II	移動	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	5.8	部分的な支援が必要	10.8	全面的な支援が必要	17.1			
			入浴	支援が不要	0	部分的な支援が必要	6.1	全面的な支援が必要	16.2					
			口腔清潔	支援が不要	0	部分的な支援が必要	6.9	全面的な支援が必要	15.9					
			衣服の着脱	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	6.9	部分的な支援が必要	12.0	全面的な支援が必要	18.7			
			健康・栄養管理	支援が不要	0	部分的な支援が必要	9.3	全面的な支援が必要	16.7					
			視覚	支援が不要	0	部分的な支援が必要	5.3	全面的な支援が必要	16.7					
	4	視覚	視力	日常生活に支障がない	0	1.0未満の視力が残存している	2.8	0.1未満の視力が残存している	7.3	ほとんど見えていない	25.5	全く見えない	28.3	見えているのか判断不能
聴力			日常生活に支障がない	0	普通の声や二つ調を取れる	6.4	かなり大きな声なら聞き取れる	9.1	ほとんど聞こえない	9.1	全く聞こえない	9.1	聞こえているのか判断不能	51.1
5	生活用日常	調理	支援が不要	0	部分的な支援が必要	9.4	全面的な支援が必要	20.2						
		掃除	支援が不要	0	部分的な支援が必要	6.7	全面的な支援が必要	20.9						
		洗濯	支援が不要	0	部分的な支援が必要	7.0	全面的な支援が必要	20.6						
		買い物	支援が不要	0	部分的な支援が必要	7.9	全面的な支援が必要	19.6						
		交通手段の利用	支援が不要	0	部分的な支援が必要	6.9	全面的な支援が必要	18.9						
6	認知機能	薬の管理	支援が不要	0	部分的な支援が必要	2.3	全面的な支援が必要	11.0						
		金銭の管理	支援が不要	0	部分的な支援が必要	1.4	全面的な支援が必要	9.6						
		電話等の利用	支援が不要	0	部分的な支援が必要	2.6	全面的な支援が必要	10.7						
		日常の意思決定	支援が不要	0	部分的な支援が必要	2.1	全面的な支援が必要	16.6						
		読み書き	支援が不要	0	部分的な支援が必要	4.1	全面的な支援が必要	11.7						
		危険の認識	支援が不要	0	部分的な支援が必要	4.1	全面的な支援が必要	11.7						
		コミュニケーション	日常生活に支障がない	0	相手の目で自分のコミュニケーションできる	4.1	相手の目で自分のコミュニケーションできる	5.6	相手の目でコミュニケーションできない	11.0	コミュニケーションできない	14.6		
7	行動上の障害(A群)	説明の理解	理解できる	0	理解できない	15.3	理解できているか判断できない	15.3						
		被害的・拒否的	支援が不要	0	常に支援が必要	1.9	月に1回以上の支援が必要	2.1	週に1回以上の支援が必要	3.2	月に1回以上の支援が必要	4.0		
		作話	支援が不要	0	常に支援が必要	2.1	月に1回以上の支援が必要	2.1	週に1回以上の支援が必要	3.9	月に1回以上の支援が必要	5.3		
		感情が不安定	支援が不要	0	常に支援が必要	2.1	月に1回以上の支援が必要	2.6	週に1回以上の支援が必要	3.7	月に1回以上の支援が必要	5.4		
		昼夜逆転	支援が不要	0	常に支援が必要	2.1	月に1回以上の支援が必要	2.9	週に1回以上の支援が必要	3.6	月に1回以上の支援が必要	3.6		
		多言暴行	支援が不要	0	常に支援が必要	2.6	月に1回以上の支援が必要	3.0	週に1回以上の支援が必要	4.4	月に1回以上の支援が必要	6.2		
		同じ話を繰り返す	支援が不要	0	常に支援が必要	2.1	月に1回以上の支援が必要	2.4	週に1回以上の支援が必要	3.3	月に1回以上の支援が必要	4.8		
		大声・奇声を出す	支援が不要	0	常に支援が必要	2.7	月に1回以上の支援が必要	3.0	週に1回以上の支援が必要	4.1	月に1回以上の支援が必要	6.0		
		実物の拒否	支援が不要	0	常に支援が必要	2.8	月に1回以上の支援が必要	3.4	週に1回以上の支援が必要	4.3	月に1回以上の支援が必要	6.9		
		徘徊	支援が不要	0	常に支援が必要	3.7	月に1回以上の支援が必要	3.8	週に1回以上の支援が必要	4.4	月に1回以上の支援が必要	6.0		
		落ち着きがない	支援が不要	0	常に支援が必要	4.4	月に1回以上の支援が必要	5.0	週に1回以上の支援が必要	6.5	月に1回以上の支援が必要	7.0		

群	項目	点	数									
7	行動上の障害 (A群)	外出して戻らない	支援が不要	0	希に支援が必要	2.3	月に1回以上の支援が必要	4.3	週に1回以上の支援が必要	4.3	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	5.0
		1人で出たがる	支援が不要	0	希に支援が必要	5.0	月に1回以上の支援が必要	5.4	週に1回以上の支援が必要	6.1	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	7.0
		収束前	支援が不要	0	希に支援が必要	3.8	月に1回以上の支援が必要	4.1	週に1回以上の支援が必要	4.5	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	5.7
		物や衣類を弄す	支援が不要	0	希に支援が必要	4.3	月に1回以上の支援が必要	5.0	週に1回以上の支援が必要	5.8	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	7.1
		不潔行為	支援が不要	0	希に支援が必要	4.8	月に1回以上の支援が必要	5.5	週に1回以上の支援が必要	5.5	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	6.6
		異変行動	支援が不要	0	希に支援が必要	5.1	月に1回以上の支援が必要	5.1	週に1回以上の支援が必要	6.1	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	6.2
		ひどい物忘れ	支援が不要	0	希に支援が必要	0.6	月に1回以上の支援が必要	0.7	週に1回以上の支援が必要	1.0	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	2.1
		集団への不適応	支援が不要	0	希に支援が必要	3.1	月に1回以上の支援が必要	3.4	週に1回以上の支援が必要	4.8	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	5.6
		こだわり	支援が不要	0	希に支援が必要	1.9	月に1回以上の支援が必要	2.6	週に1回以上の支援が必要	2.6	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	6.2
8	行動上の障害 (B群)	多動・行動停止	支援が不要	0	希に支援が必要	3.2	月に1回以上の支援が必要	3.5	週に1回以上の支援が必要	5.6	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	9.1
		不安定な行動	支援が不要	0	希に支援が必要	2.3	月に1回以上の支援が必要	3.5	週に1回以上の支援が必要	8.3	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	10.0
		自らを傷つける行為	支援が不要	0	希に支援が必要	3.6	月に1回以上の支援が必要	4.9	週に1回以上の支援が必要	6.9	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	9.2
		他人を傷つける行為	支援が不要	0	希に支援が必要	3.6	月に1回以上の支援が必要	4.6	週に1回以上の支援が必要	7.2	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	11.0
		不適切な行為	支援が不要	0	希に支援が必要	4.4	月に1回以上の支援が必要	5.5	週に1回以上の支援が必要	6.7	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	9.9
		突発的な行動	支援が不要	0	希に支援が必要	5.6	月に1回以上の支援が必要	6.3	週に1回以上の支援が必要	10.7	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	12.7
		過食・反すう等	支援が不要	0	希に支援が必要	4.2	月に1回以上の支援が必要	4.5	週に1回以上の支援が必要	4.9	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	7.0
		多飲水・過飲水	支援が不要	0	希に支援が必要	3.6	月に1回以上の支援が必要	4.4	週に1回以上の支援が必要	6.8	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	9.1
		反復的行動	支援が不要	0	希に支援が必要	3.4	月に1回以上の支援が必要	4.0	週に1回以上の支援が必要	4.1	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	6.7
		感覚過敏・感覚鈍麻	ない	0	ある	9.1						
9	行動上の障害 (C群)	そり膨状顔	支援が不要	0	希に支援が必要	12.3	月に1回以上の支援が必要	14.2	週に1回以上の支援が必要	15.2	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	19.1
		対人面の不安緊張	支援が不要	0	希に支援が必要	17.3	月に1回以上の支援が必要	19.0	週に1回以上の支援が必要	19.6	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	20.8
		意欲が乏しい	支援が不要	0	希に支援が必要	15.3	月に1回以上の支援が必要	15.7	週に1回以上の支援が必要	15.9	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	16.2
		話がまとまらない	支援が不要	0	希に支援が必要	13.4	月に1回以上の支援が必要	12.4	週に1回以上の支援が必要	12.5	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	13.5
		集中力が続かない	支援が不要	0	希に支援が必要	13.5	月に1回以上の支援が必要	13.6	週に1回以上の支援が必要	13.6	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	13.6
		自己の過大評価	支援が不要	0	希に支援が必要	13.8	月に1回以上の支援が必要	13.9	週に1回以上の支援が必要	13.3	1回以上 (月に1回以上) 支援が必要	16.5
10	特別な医療	点滴の管理	ない	0	ある	5.8						
		中心静脈栄養	ない	0	ある	16.1						
		透析	ない	0	ある	0.2						
		ストーマの処置	ない	0	ある	1.7						
		酸素療法	ない	0	ある	19.2						
		レスビレーター	ない	0	ある	16.9						
		気管切開の処置	ない	0	ある	14.9						
		尿管の管理	ない	0	ある	1.2						
		経管栄養	ない	0	ある	8.6						
		モニター測定	ない	0	ある	15.9						
11	麻痺・拘縮	じょくそうの処置	ない	0	ある	2.7						
		カテーテル	ない	0	ある	4.8						
		麻痺	ない	0	いずれか一肢のみ	2.9	両下肢のみ	4.0	左上下肢あるいは右上下肢のみ	8.2	その他の四肢の麻痺	13.9
		関節の拘縮 肩関節	ない	0	ある	18.6						
		関節の拘縮 肘関節	ない	0	ある	19.6						
		関節の拘縮 股関節	ない	0	ある	18.0						
		関節の拘縮 膝関節	ない	0	ある	17.2						
12	麻痺以外のもの	関節の拘縮 その他	ない	0	ある	12.7						
		麻痺 左上肢	ない	0	ある (軽度)	2.0	ある (中度)	3.0	ある (重度)	4.0		
	麻痺 右上肢	ない	0	ある (軽度)	2.0	ある (中度)	3.0	ある (重度)	4.0			

群	項目	点 数											
		0	1	2	3	4	5	6					
医 師 業 見 書	12 その他の医師 意見書項目	麻痺 左下肢	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		麻痺 右下肢	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		麻痺 その他	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		関節の拘縮 肩関節 左	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		関節の拘縮 肩関節 右	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		関節の拘縮 肘関節 左	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		関節の拘縮 肘関節 右	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		関節の拘縮 肘関節 左	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		関節の拘縮 肘関節 右	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		関節の拘縮 膝関節 左	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		関節の拘縮 膝関節 右	ない	0	ある(軽度)	2.0	ある(中度)	3.0	ある(重症)	4.0			
		てんかん	ない	0	ある(年1回以上)	1.0	ある(月1回以上)	1.5	ある(週1回以上)	2.0			
	二輪評価 精神症状	1	0	2	2.0	3	3.0	4	4.0	5	5.0	6	6.0
	二輪評価 能力障害	1	0	2	2.0	3	3.0	4	4.0	5	5.0		
	生活障害評価 食事	1	0	2	2.0	3	3.0	4	4.0	5	5.0		
	生活障害評価 生活リズム	1	0	2	2.0	3	3.0	4	4.0	5	5.0		
	生活障害評価 保身	1	0	2	2.0	3	3.0	4	4.0	5	5.0		
	生活障害評価 金銭管理	1	0	2	2.0	3	3.0	4	4.0	5	5.0		
	生活障害評価 服薬管理	1	0	2	2.0	3	3.0	4	4.0	5	5.0		
	生活障害評価 対人関係	1	0	2	2.0	3	3.0	4	4.0	5	5.0		
	生活障害評価 社会的適応	1	0	2	2.0	3	3.0	4	4.0	5	5.0		

注1 1の群から10の群までについては調査項目に基づき、11の群については医師意見書に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を算定し、又は当該点数を各群につき合計する。

2 12の群については医師意見書に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を算定する。

別表第二 (第一条関係)

区分等	番号	条 件												区分等該当可能性
非該当	1	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 0.0	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (C群) = 0.0	かつ	金銭の管理 = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	62.2%	
		かつ	麻痺 ≤ 2.9											
	2	応用日常生活動作 = 0.0	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (B群) = 0.0	かつ	特別な医療 = 0.0	かつ	片足での立位保持 = 0.0	かつ	集中力が続かない = 0.0	82.4%	
		かつ	認知の拘束 評価値 ≤ 0.0	かつ	生活障害評価 食事 = 0.0									
	3	生活機能Ⅱ = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≤ 26.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群) = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9	64.0%	
	4	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 13.0	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	金銭の管理 ≥ 1.4	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9	80.4%	
		かつ	二輪評価 能力障害 ≥ 2.0											
	5	生活機能Ⅱ = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≤ 26.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群) ≥ 0.1	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9	66.1%	
		かつ	二輪評価 能力障害 ≤ 2.0											
	6	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 13.0	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	金銭の管理 ≥ 1.4	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9	61.3%	
		かつ	二輪評価 能力障害 ≤ 2.0											
	7	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 13.0	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (C群) ≥ 0.1	かつ	金銭の管理 = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	61.1%	
		かつ	麻痺 ≤ 2.9											
	8	起居動作 IV 0.1	かつ	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 13.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 30.1	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	50.9%	
		かつ	麻痺 ≤ 2.9											
	9	起居動作 = 0.0	かつ	生活機能Ⅰ ≤ 16.5	かつ	生活機能Ⅱ = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.1	62.0%	
		かつ	行動上の障害 (C群) ≤ 12.4	かつ	感情が不安定 = 0.0									
	10	起居動作 = 0.0	かつ	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 13.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (C群) ≥ 23.7	50.0%	
		かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9									
	11	生活機能Ⅱ = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群) ≥ 0.1	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	意欲が乏しい = 0.0	47.4%	
		かつ	麻痺 ≤ 2.9	かつ	二輪評価 能力障害 ≥ 3.0									
	12	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 0.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 13.0	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (C群) = 0.0	かつ	金銭の管理 = 0.0	42.1%	
		かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9									
	13	起居動作 = 0.0	かつ	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 13.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (C群) ≤ 23.6	64.0%	
		かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9	かつ	生活障害評価 金銭管理 ≥ 4.0							
	14	生活機能Ⅱ ≥ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	認知機能 ≤ 10.7	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 14.1	59.1%	
		かつ	行動上の障害 (C群) ≤ 14.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9							
	15	起居動作 = 0.0	かつ	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 13.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (C群) ≤ 23.6	92.7%	
		かつ	日常の意思決定 IV 9.1	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9	かつ	生活障害評価 金銭管理 ≤ 3.0					
	16	起居動作 = 0.0	かつ	生活機能Ⅱ ≤ 6.7	かつ	応用日常生活動作 ≥ 13.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (C群) ≤ 23.6	88.0%	
		かつ	日常の意思決定 = 0.0	かつ	買い物 ≥ 7.9	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9	かつ	生活障害評価 金銭管理 ≤ 3.0			
	17	起居動作 = 0.0	かつ	生活機能Ⅱ ≤ 6.7	かつ	応用日常生活動作 ≥ 13.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (C群) ≤ 23.6	74.1%	
		かつ	日常の意思決定 = 0.0	かつ	買い物 = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9	かつ	生活障害評価 金銭管理 ≤ 3.0			
	18	起居動作 = 0.0	かつ	生活機能Ⅱ ≥ 6.8	かつ	生活機能Ⅱ ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 13.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	72.3%	
		かつ	行動上の障害 (C群) ≤ 23.6	かつ	日常の意思決定 = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9	かつ	生活障害評価 金銭管理 ≤ 3.0			
	19	生活機能Ⅱ = 0.0	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	特別な医療 = 0.0	かつ	洗濯 = 7.0	かつ	生活障害評価 金銭管理 = 3.0				
	20	生活機能Ⅱ = 0.0	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	金銭の管理 = 1.4	かつ	二輪評価 能力障害 = 2.0	かつ	生活障害評価 対人関係 = 2.0				
		かつ	入浴 = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	二輪評価 能力障害 = 2.0	かつ	生活障害評価 生活リズム = 0.0	かつ	生活障害評価 服薬管理 = 2.0			
	21	生活機能Ⅱ = 0.0	かつ	調理 = 0.4	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	二輪評価 能力障害 = 2.0	かつ	生活障害評価 生活リズム = 0.0				
	22	生活機能Ⅱ = 0.0	かつ	認知機能 ≥ 0.1	かつ	認知機能 ≤ 13.1	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	金銭の管理 = 1.4	かつ	二輪評価 能力障害 = 2.0	87.0%	
	23	生活機能Ⅱ = 0.0	かつ	認知機能 ≥ 0.1	かつ	認知機能 ≤ 13.1	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	金銭の管理 = 1.4	かつ	二輪評価 能力障害 = 2.0	87.0%	

区分等	番号	条 件												区分等該当可能性
I	24	応用日常生活動作 ≥ 0.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 32.9	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	洗濯 = 7.0	かつ	生活障害評価 食事 = 3.0	かつ	生活障害評価 保清 = 3.0	94.1%	
	25	視覚覚醒能 = 0.0	かつ	掃除 = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	集中力が続かない = 0.0	かつ	二輪評価 耐力障害 = 2.0	かつ	生活障害評価 金銭管理 = 3.0	87.5%	
	26	視覚覚醒能 = 0.0	かつ	掃除 = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	ひどい物忘れ = 0.0	かつ	二輪評価 耐力障害 = 2.0	かつ	生活障害評価 金銭管理 = 3.0	85.7%	
	27	応用日常生活動作 ≥ 0.1	かつ	応用日常生活動作 ≤ 32.9	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	洗濯 = 7.0	かつ	二輪評価 耐力障害 = 3.0	かつ	生活障害評価 金銭管理 = 3.0	90.6%	
II	28	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 = 0.0	かつ	行動上の障害 (A群) = 0.0	かつ	行動上の障害 (C群) = 0.0	かつ	片足での立位保持 ≥ 2.8	かつ	片足での立位保持 ≤ 3.4	75.0%	
		かつ	金銭の管理 = 0.0	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9							
II	29	生活機能II = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 20.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 32.7				68.5%
	30	生活機能II ≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮 ≤ 8.7	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≥ 4.9				67.0%
	31	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 21.0	かつ	調理 = 0.0	かつ	感情が不安定 ≥ 2.1				61.6%
	32	起立動作 ≤ 6.8	かつ	生活機能I ≤ 4.0	かつ	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 16.7				60.5%
	33	生活機能II ≥ 10.7	かつ	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≥ 4.9				53.0%
	34	生活機能II ≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮 ≥ 8.8	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≥ 4.9	かつ	麻痺 右下肢 = 0.0		90.9%
	35	生活機能II ≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮 ≥ 8.8	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≥ 4.0	かつ	麻痺 右下肢 = 0.0		90.9%
	36	生活機能II ≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮 ≥ 8.8	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≥ 4.9	かつ	麻痺 右下肢 ≤ 2.0		80.0%
	37	生活機能II ≤ 10.6	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	麻痺・拘縮 ≥ 8.8	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≥ 4.9	かつ	麻痺 左下肢 ≤ 2.0		80.0%
	38	生活機能I ≤ 15.5	かつ	生活機能II = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.1	かつ	感情が不安定 ≤ 2.1		74.5%
	39	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	認知機能 ≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.9	かつ	行動上の障害 (C群) ≤ 38.6	かつ	感情が不安定 ≥ 2.1		74.4%
	40	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	認知機能 = 0.0	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.9	かつ	感情が不安定 ≥ 2.1	かつ	昼夜逆転 ≥ 2.1		72.2%
	41	生活機能I ≥ 15.6	かつ	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.1	かつ	麻痺・拘縮 ≤ 7.1		59.0%
	42	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	認知機能 ≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.9	かつ	行動上の障害 (C群) ≥ 38.7	かつ	感情が不安定 ≥ 2.1		56.9%
	43	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	認知機能 = 0.0	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.9	かつ	感情が不安定 ≥ 2.1	かつ	昼夜逆転 = 0.0		48.1%
	44	生活機能II ≥ 0.1	かつ	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 14.2	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9		42.2%
	45	起立動作 ≤ 0.1	かつ	生活機能I ≤ 15.5	かつ	生活機能II = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.1		80.4%
		かつ	感情が不安定 = 0.0											
	46	生活機能I ≤ 15.5	かつ	生活機能II ≥ 0.1	かつ	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 8.4		53.8%
		かつ	行動上の障害 (C群) ≥ 38.7											
	47	生活機能I = 0.0	かつ	生活機能II ≥ 0.1	かつ	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.1		74.1%
		かつ	行動上の障害 (C群) ≤ 38.6	かつ	片足での立位保持 ≥ 11.4									
	48	生活機能II = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群) ≥ 0.1	かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	意欲が乏しい ≥ 15.3		68.4%
		かつ	麻痺 ≤ 2.9	かつ	二輪評価 能力障害 ≥ 3.0									
	49	起立動作 = 0.0	かつ	生活機能I ≤ 15.5	かつ	生活機能II = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≥ 42.8	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.1		67.9%
		かつ	行動上の障害 (C群) ≥ 12.5	かつ	感情が不安定 = 0.0									
	50	生活機能I ≤ 21.0	かつ	生活機能II ≥ 23.6	かつ	生活機能II ≤ 32.7	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	認知機能 ≥ 20.6	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 32.7		58.9%
		かつ	移乗 = 0.0	かつ	暴言暴行 = 0.0									
	51	生活機能II ≥ 0.1	かつ	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≤ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 14.1	かつ	行動上の障害 (C群) ≥ 14.1		58.0%
		かつ	感情が不安定 = 0.0	かつ	麻痺 ≤ 2.9									
	52	起立動作 = 0.0	かつ	生活機能I ≤ 15.5	かつ	生活機能II = 0.0	かつ	応用日常生活動作 ≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作 ≤ 42.7	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.1		56.9%
		かつ	行動上の障害 (C群) ≥ 12.5	かつ	感情が不安定 = 0.0									
	53	生活機能I ≤ 15.5	かつ	生活機能II ≥ 0.1	かつ	生活機能II ≤ 23.5	かつ	応用日常生活動作 ≥ 36.2	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群) ≥ 8.5		55.4%
		かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群) ≥ 38.7									
54	生活機能I ≤ 21.0	かつ	生活機能II ≥ 23.6	かつ	生活機能II ≤ 50.6	かつ	応用日常生活動作 ≤ 73.2	かつ	認知機能 ≤ 20.5	かつ	行動上の障害 (A群) ≤ 32.7		52.2%	
	かつ	移乗 = 0.0	かつ	片足での立位保持 ≥ 2.8										

区分等	番号	条 件												区分等標準可能性										
II	78	起居動作	= 0.0	かつ	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.0	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 34.8	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.4	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 30.2	60.7%					
		かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 24.7	かつ	移乗	≦ 6.6																	
	79	生活機能Ⅱ	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群)	≧ 0.1	かつ	被害的・拒否的	= 2.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	50.0%					
		かつ	意欲が乏しい	= 0.0	かつ	府庫	≦ 2.9	かつ	二軸評価 能力障害	≧ 3.0														
	80	生活機能Ⅱ	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群)	≧ 0.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	反復的行動	= 0.7	57.1%					
		かつ	意欲が乏しい	= 0.0	かつ	府庫	≦ 2.9	かつ	二軸評価 能力障害	≧ 3.0														
	81	生活機能Ⅱ	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群)	≧ 0.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	意欲が乏しい	= 0.0	51.0%					
		かつ	府庫	≦ 2.9	かつ	二軸評価 能力障害	≧ 3.0	かつ	生活障害評価 食飲管理	= 2.0														
	82	生活機能Ⅱ	= 0.0	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (B群)	≧ 0.1	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	支援の拒否	= 2.8	52.0%					
		かつ	意欲が乏しい	= 0.0	かつ	府庫	≦ 2.9	かつ	二軸評価 能力障害	≧ 3.0														
83	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.1	かつ	認知機能	≧ 10.7	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.1	50.0%						
	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 14.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	府庫	≦ 2.9	かつ	生活障害評価 食飲管理	= 3.0												
84	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.1	かつ	認知機能	≧ 10.7	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.1	100.0%						
	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 14.0	かつ	被害的・拒否的	= 1.9	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	府庫	≦ 2.9												
85	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.1	かつ	認知機能	≧ 10.7	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.1	60.0%						
	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 14.0	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	府庫	≦ 2.9	かつ	生活障害評価 服薬管理	= 4.0												
III	86	起居動作	≧ 6.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 16.7						76.0%						
	87	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 16.8	かつ	不安定な行動	≧ 2.3						56.3%						
	88	生活機能Ⅰ	≧ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 34.8	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.2	かつ	移乗	≧ 6.6						59.7%			
	89	起居動作	≧ 6.8	かつ	生活機能Ⅰ	≧ 4.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 16.7						59.7%			
	90	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 32.8	かつ	そうじ状態	≧ 12.3						58.5%			
	91	生活機能Ⅰ	≧ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 34.9	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.2	かつ	移乗	≧ 6.6						47.0%			
	92	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 21.0	かつ	調理	≧ 9.4	かつ	感情が不安定	≧ 2.1						46.1%			
	93	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 32.8	かつ	そうじ状態	= 0.0						34.3%			
	94	生活機能Ⅰ	≧ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.1	かつ	排泄	≧ 11.6						57.3%
	95	生活機能Ⅰ	≧ 16.6	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 20.1	かつ	府庫・拘縮	≧ 7.2						52.8%
	96	生活機能Ⅰ	≧ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 23.2	かつ	生活障害評価 社会的適応	= 0.0						50.0%
	97	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 20.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 32.7						45.0%
	98	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 34.9	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.4	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 30.2	かつ	移乗	≧ 6.6						41.9%
	99	生活機能Ⅰ	≧ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 3.0	かつ	府庫・拘縮	≧ 8.8						93.8%
		かつ	排泄	= 0.0																				
	100	生活機能Ⅰ	≧ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 3.0	かつ	府庫・拘縮	≧ 8.7						80.0%
		かつ	排泄	= 0.0																				
	101	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 34.8	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.4	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 30.2	かつ	行動上の障害 (C群)	≧ 24.8						72.2%
	かつ	移乗	≧ 6.6																					
102	生活機能Ⅰ	≧ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 3.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.1						67.7%	
	かつ	排泄	= 0.0																					
103	生活機能Ⅰ	≧ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 23.1						60.2%	
	かつ	生活障害評価 社会的適応	= 0.0																					
104	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≧ 34.8	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.4	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 30.2	かつ	行動上の障害 (C群)	≧ 24.7						52.0%	
	かつ	移乗	≧ 6.6																					

区分等	番号	条 件										区分等級可能性							
III	105	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≦ 23.9	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 32.8	49.1%
		かつ	移乗	= 0.0															
	106	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≧ 20.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 32.7	62.6%
		かつ	移乗	= 0.0	かつ	暴言暴行	≧ 2.6												
	107	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 32.8	かつ	生活機能Ⅲ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≧ 20.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 32.7	51.6%
		かつ	移乗	= 0.0	かつ	暴言暴行	= 0.0												
	108	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 35.7	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 41.1	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	72.7%
		かつ	行動上の障害 (B群)	≦ 26.4	かつ	移乗	≦ 6.6	かつ	口腔清潔	≧ 6.9									
	109	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 35.7	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 41.1	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	56.0%
		かつ	行動上の障害 (B群)	≦ 26.4	かつ	移乗	≦ 6.6	かつ	口腔清潔	= 0.0									
	110	排便	= 0.0	かつ	こだわり	= 2.6	かつ	てんかん	≧ 1.0										45.6%
	111	排便	= 0.0	かつ	こだわり	= 2.6	かつ	てんかん	≧ 1.0										44.0%
	112	起居動作	≧ 26.7	かつ	起居動作	≦ 62.0	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	移動	= 5.8	かつ	排便	= 10.9				87.0%
	113	起居動作	≧ 26.7	かつ	起居動作	≦ 62.0	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	排便	= 10.9	かつ	麻痺 左下肢	≧ 2.0				81.1%
	114	起居動作	≧ 26.7	かつ	起居動作	≦ 62.0	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	排便	= 10.9	かつ	麻痺 右下肢	≧ 2.0				81.1%
	115	起居動作	≧ 26.7	かつ	起居動作	≦ 62.0	かつ	行動上の障害 (B群)	= 0.0	かつ	排便	= 10.9	かつ	褥瘡の褥瘡 その他	= 0.0				80.4%
	116	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 22.4	かつ	移乗	= 6.6	かつ	薬の管理	= 0.0	かつ	麻痺	= 8.2				90.9%
	117	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 22.4	かつ	移乗	= 6.6	かつ	調理	= 23.2	かつ	麻痺	= 8.2				85.3%
	118	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 22.4	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	移乗	= 6.6	かつ	入浴	= 6.1	かつ	褥瘡の褥瘡 褥瘡部 右	= 0.0	87.1%
	119	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 22.4	かつ	認知機能	= 0.0	かつ	移乗	= 6.6	かつ	入浴	= 6.1	かつ	褥瘡の褥瘡 褥瘡部 左	= 0.0	87.1%
	120	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 22.4	かつ	寝返り	≧ 7.8	かつ	寝返り	≦ 10.4	かつ	移乗	= 6.6	かつ	調理	= 8.4	90.6%
	121	起居動作	≦ 6.8	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 4.0	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 16.7	かつ	移乗	= 6.6	75.0%
	122	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 22.4	かつ	寝返り	≧ 7.8	かつ	寝返り	≦ 10.4	かつ	移乗	= 6.6	かつ	片足での立位保持	≧ 2.8	83.0%
		かつ	片足での立位保持	≦ 3.4															
	123	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 22.4	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 7.1	かつ	寝返り	≧ 7.8	かつ	寝返り	≦ 10.4	82.0%
		かつ	移乗	= 6.6															
	124	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	認知機能	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 20.9	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 38.6	かつ	衣服の着脱	= 12.0	100.0%
		かつ	感情が不安定	≧ 2.1															
	125	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	認知機能	≧ 0.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 20.9	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 38.6	かつ	感情が不安定	≧ 2.1	100.0%
		かつ	集団への不適応	≧ 5.6															
	126	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.2	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	多飲水・過飲水	≧ 4.4	66.7%
	かつ	麻痺	≦ 2.9																
127	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.2	かつ	感情が不安定	= 0.0	かつ	落ち着きがない	≧ 4.4	83.3%	
	かつ	落ち着きがない	≦ 5.0	かつ	麻痺	≦ 2.9													
128	生活機能Ⅰ	≦ 15.6	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 8.4	57.1%	
	かつ	行動上の障害 (C群)	≧ 38.7	かつ	褥瘡の褥瘡 その他	= 12.7													
129	生活機能Ⅰ	≦ 15.6	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 8.4	62.5%	
	かつ	行動上の障害 (C群)	≧ 38.7	かつ	移乗	= 6.6													
130	生活機能Ⅰ	≧ 31.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 35.7	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 41.2	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 69.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	53.8%	
	かつ	行動上の障害 (B群)	≦ 36.4	かつ	移乗	= 0.0													
131	生活機能Ⅰ	≦ 15.6	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 8.4	100.0%	
	かつ	行動上の障害 (C群)	≧ 38.7	かつ	落ち着きがない	≧ 4.4	かつ	落ち着きがない	≦ 5.0										

区分等	番号	条 件												区分等該当可能性						
三	132	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≦ 20.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 32.7	55.6%	
		かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≧ 2.8	かつ	衣服の着脱	= 12.0										
	133	生活機能Ⅰ	≧ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 15.5	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	53.3%	
		かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 38.6	かつ	片足での立位保持	≦ 11.4	かつ	閉鎖的拘束 その他	= 12.7							
	134	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≦ 20.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 32.7	57.1%	
		かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	≧ 2.8	かつ	支援の拒否	≦ 2.8	かつ	支援の拒否	≦ 3.4							
	135	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 32.7	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≧ 20.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 32.7	75.0%	
かつ		移乗	= 0.0	かつ	暴言暴行	= 0.0	かつ	落ち着きがない	≦ 4.4	かつ	落ち着きがない	≦ 5.0								
136	生活機能Ⅰ	≦ 0.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 15.5	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 0.1	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 36.2	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	75.0%		
	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 20.1	かつ	行動上の障害 (C群)	≦ 38.6	かつ	片足での立位保持	≦ 11.4	かつ	支援の拒否	≧ 2.8	かつ	支援の拒否	≦ 3.4					
137	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≦ 20.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 32.7	75.0%		
	かつ	移乗	= 0.0	かつ	片足での立位保持	= 0.0	かつ	落ち着きがない	≦ 4.4	かつ	落ち着きがない	≦ 5.0	かつ	こだわり	≧ 1.9					
四	138	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 16.8	かつ	不安定な行動	≧ 3.5							56.5%	
	139	生活機能Ⅰ	≦ 37.5	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 45.1							50.9%	
	140	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 40.3	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 30.3				52.8%	
	141	生活機能Ⅰ	≦ 40.4	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 30.3	かつ	調理	≦ 9.4				46.5%	
	142	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 73.3	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 14.2	かつ	生活障害評価 社会的適応	≧ 2.0		52.6%
	143	生活機能Ⅰ	≦ 35.8	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 59.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	かつ	移乗	≦ 6.6		51.3%
	144	生活機能Ⅰ	≦ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 23.5	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	かつ	移乗	≧ 10.7		55.0%
	145	生活機能Ⅰ	≦ 21.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 73.2	かつ	認知機能	≧ 24.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 32.8	50.0%	
		かつ	移乗	= 0.0																
	146	生活機能Ⅰ	≦ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 35.7	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 59.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	55.4%	
		かつ	行動上の障害 (B群)	≧ 26.5	かつ	移乗	≦ 6.6													
	147	生活機能Ⅰ	≦ 37.6	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 59.9	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 40.2	かつ	移乗	≦ 6.6	53.4%	
		かつ	麻痺	≦ 4.9	かつ	生活障害評価 社会的適応	≦ 3.0													
	148	生活機能Ⅰ	≦ 21.1	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 35.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 41.2	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≧ 59.5	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	52.4%	
かつ		行動上の障害 (B群)	≦ 26.4	かつ	移乗	≦ 6.6														
149	生活機能Ⅱ	≧ 19.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 42.6	かつ	1人で出たがる	= 0.0	かつ	反復的行動	≧ 4.1	かつ	自己の過大評価	= 0.0	かつ	生活障害評価 社会的適応	= 5.0	80.6%		
150	生活機能Ⅰ	≧ 34.6	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅲ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	かつ	移乗	≧ 10.7	かつ	衣服の着脱	= 0.0	56.7%		
151	生活機能Ⅰ	≧ 34.6	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 23.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	かつ	移乗	≧ 10.7	かつ	入浴	≦ 6.1	50.9%		
152	生活機能Ⅱ	≦ 23.5	かつ	応用日常生活動作	≦ 36.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 21.0	かつ	調理	≧ 9.4	かつ	感情が不安定	≧ 2.1	かつ	二種評価 能力障害	= 5.0	100.0%		
153	生活機能Ⅱ	≧ 19.6	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 42.6	かつ	認知機能	≧ 43.8	かつ	認知機能	≦ 85.4	かつ	反復的行動	≧ 4.1	かつ	自己の過大評価	= 0.0	80.6%		
	かつ	生活障害評価 社会的適応	= 5.0																	
154	生活機能Ⅰ	≧ 21.1	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 34.9	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.6	かつ	応用日常生活動作	≦ 69.4	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 30.2	かつ	移乗	≦ 6.6	50.0%		
	かつ	生活障害評価 生活リズム	≧ 4.0																	
155	生活機能Ⅰ	≦ 37.6	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 59.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 64.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 40.3	かつ	移乗	≦ 6.6	50.0%		
	かつ	衣服の着脱	= 0.0	かつ	生活障害評価 社会的適応	≦ 3.0														
156	生活機能Ⅰ	≧ 37.5	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 42.0	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	応用日常生活動作	≧ 33.0	かつ	応用日常生活動作	≦ 61.5	75.0%		
	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 36.5	かつ	移乗	≧ 10.7														
五	157	生活機能Ⅰ	≦ 37.5	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 45.2							59.8%	
	158	生活機能Ⅰ	≧ 50.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅲ	≦ 70.9	かつ	食事	≦ 14.4							56.1%	
	159	生活機能Ⅰ	≦ 42.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 78.2	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 44.4	かつ	食事	≦ 14.4	かつ	他人を傷つける行為	= 0.0				56.7%	

区分年	番号	条 件										区分等該当可能性							
五	189	生活機能Ⅰ	≧ 60.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 71.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 50.0	かつ	移乗	≦ 6.0	かつ	食事	≦ 14.4	かつ	尿の管理	= 3.3	90.0%
		かつ	不安定な行動	≦ 3.5															
	190	生活機能Ⅰ	≧ 60.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 71.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 50.0	かつ	移乗	≦ 6.0	かつ	食事	≦ 14.4	かつ	説明の理解	= 0.0	83.3%
		かつ	不安定な行動	≦ 3.5															
	191	生活機能Ⅰ	≧ 60.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 71.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 50.0	かつ	移乗	≦ 6.0	かつ	食事	≦ 14.4	かつ	不安定な行動	≦ 3.5	71.7%
	かつ	自らを傷つける行為	= 0.0																
六	192	生活機能Ⅰ	≧ 37.6	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 59.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 40.2	かつ	移乗	≦ 6.6	60.0%
		かつ	食事	= 23.9	かつ	麻痺	≦ 4.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 40.2	かつ	移乗	≦ 6.6
	193	生活機能Ⅰ	≧ 37.6	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 59.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 40.2	かつ	行動上の障害 (B群)	≧ 48.1	65.0%
		かつ	移乗	≦ 6.6	かつ	麻痺	≦ 4.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 40.2	かつ	行動上の障害 (B群)	≧ 48.1
	194	生活機能Ⅰ	≧ 60.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 60.7	かつ	食事	≧ 23.9									96.8%	
	195	生活機能Ⅰ	≦ 59.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 74.1	かつ	食事	≧ 23.9									54.0%	
	196	生活機能Ⅰ	≧ 60.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 71.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 50.7	かつ	食事	≦ 14.4						84.0%	
	197	生活機能Ⅰ	≦ 59.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 74.1	かつ	行動上の障害 (A群)	≧ 44.5	かつ	食事	≦ 14.4						59.1%	
	198	生活機能Ⅰ	≧ 60.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 71.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 50.6	かつ	移乗	≧ 10.7	かつ	食事	≦ 14.4			68.7%	
	199	生活機能Ⅰ	≧ 60.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 71.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 50.6	かつ	移乗	≦ 6.6	かつ	食事	≦ 14.4	かつ	不安定な行動	≧ 6.3	53.1%
	200	食事	= 23.9	かつ	二軸評価 精神症状	= 4.0												98.5%	
	201	食事	= 23.9	かつ	1人で出たがる	≧ 6.1												100.0%	
	202	食事	= 23.9	かつ	関節の拘縮 その他	= 12.7												98.0%	
	203	食事	= 23.9	かつ	視力	= 2.8												98.5%	
	204	食事	= 23.9	かつ	大声・奇声を出す	= 6.0												100.0%	
	205	食事	= 23.9	かつ	関節の内障 関節痛 夜	= 2.0												98.0%	
	206	食事	= 23.9	かつ	関節の内障 関節痛 右	= 2.0												98.0%	
	207	認知機能	≧ 85.5	かつ	特別な仮装	≧ 10.3												99.2%	
	208	説明の理解	= 15.3	かつ	気管切開の処置	= 14.9												100.0%	
	209	気管切開の処置	= 14.9	かつ	麻痺 左上肢	= 4.0												100.0%	
	210	気管切開の処置	= 14.9	かつ	麻痺 右上肢	= 4.0												100.0%	
	211	生活機能Ⅰ	≧ 61.2	かつ	レスピレーター	= 16.9												100.0%	
	212	座位保持	= 15.9	かつ	衣服の着脱	= 18.2	かつ	てんかん	≧ 1.0									95.0%	
	213	座位保持	= 15.9	かつ	移乗	= 15.9	かつ	てんかん	≧ 1.0									95.0%	
	214	食事	= 23.9	かつ	視力	≧ 25.5	かつ	視力	≦ 28.3									98.7%	
	215	生活機能Ⅱ	≧ 69.3	かつ	てんかん	≧ 1.0	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	= 5.0						85.7%	
	216	生活機能Ⅰ	≧ 37.6	かつ	生活機能Ⅰ	≦ 59.9	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 40.2	かつ	移乗	≦ 6.6	100.0%
		かつ	衣服の着脱	= 0.0	かつ	麻痺	≧ 8.2	かつ	生活機能Ⅱ	≧ 50.7	かつ	生活機能Ⅱ	≦ 74.0	かつ	行動上の障害 (A群)	≦ 40.2	かつ	移乗	≦ 6.6

注1 条件の欄中、起居動作、生活機能Ⅰ、生活機能Ⅱ、視覚覚醒、応用日常生活動作、認知機能、行動上の障害 (A群)、行動上の障害 (B群)、行動上の障害 (C群)、特別な医療及び麻痺・拘縮に係る点数は、それぞれ別表第一により算定される各群の合計点数をいう。

2 条件の欄中、注1に掲げる事項以外のものに係る点数は、それぞれ別表第一により算定される各項目の点数をいう。

市町村審査会運営要綱

平成 26 年 3 月 3 日 障発 0303 第 2 号
平成 27 年 12 月 16 日 障発 1216 第 2 号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

1 市町村審査会の基本的考え方

(1) 審査会設置の趣旨

- 市町村審査会（都道府県審査会が設置されている場合は都道府県審査会。以下「審査会」という。）は、
 - ・ 障害支援区分認定基準に照らして審査及び判定を行う
 - ・ 市町村が支給要否決定を行うに当たり意見を聴くために設置する機関である。
- これらの業務を合わせて「審査判定業務」という。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定

- ① 市町村に、障害支援区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため、審査会を置く。（法第 15 条）
- ② 審査会の委員の定数は、条例で定めることとなっており、委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命する。（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ③ 審査会は、障害支援区分に関する審査判定を行う。（法第 21 条第 1 項）
- ④ 審査会は、市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。（法第 22 条第 2 項）

(3) 地方自治法上の取扱い

- ① 審査会は、地方自治法上、自治体の附属機関として位置付けられる。
- ② 審査会の設置については、法律上必置であることから、設置の根拠となる条例は不要であるが、法第 16 条第 1 項に基づき委員定数の条例が必要である。
- ③ 委員の身分は、市町村の非常勤特別職となる。

【参考】地方自治法（抄）

（委員会・委員及び附属の設置）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（附属機関の職務権限・組織等）

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例

の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

2 広域化の考え方

○ 審査会の設置は、次のような形態がある。

- ① 市町村単独で設置
- ② 広域連合や一部事務組合での対応
- ③ 機関の共同設置
- ④ 市町村の委託による都道府県審査会の設置

○ 都道府県は、管内市町村における審査会設置や審査判定業務が円滑に進むよう、市町村と十分調整し、必要な支援を行う。

3 審査会委員について

(1) 委員構成

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査を行うことができる者を任命する。
- 身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とする。

(2) 学識経験を有する者の判断

- 委員が学識経験を有しているか否かについては、市町村長の判断である。
- 障害者の障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましい。

(3) 市町村との関係

- 審査会における審査判定の公平性を確保するために、市町村職員は、原則として委員になることはできない。
- ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、かつ、認定調査等の事務に直接従事していないものであれば、委員に委嘱することは差し支えない。

(4) 認定調査員との兼務

- 委員は、原則として当該市町村の認定調査員となれない。
- ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。

(5) 審査会委員の研修

委員は、原則として都道府県が実施する審査会委員に対する研修（市町村審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を確認する。

(6) 委員数の見込み方

- 市町村は、
 - ① サービス利用者数
 - ② 一合議体当たりの審査件数
 - ③ 設置すべき合議体数及び一合議体当たりの委員数等から必要な審査会委員数を見込み、条例で定数を定めること。
- 条例の定数は、上限数を定めればよいこととする。(例 ○○人以内)

(7) 委員の任期

委員の任期は2年(委員の任期を2年を超え3年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間)とし、委員は再任されることができる。

(8) 審査会の会長等

- 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 審査会の会長は、会長に事故あるときにその職務を代行する委員をあらかじめ指名する。

5 合議体について

(1) 合議体の設置

審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務を取り扱うことができる。

(2) 合議体の委員の定数

- 合議体を構成する委員の定員は、5人を標準として市町村長が定める数とする。
- 次の①及び②については、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合には、5人よりも少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、3人を下回って定めることはできない。
 - ① 障害支援区分認定の更新に係る申請を対象とする場合
 - ② 委員の確保が著しく困難な場合
- 合議体についても、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とする。
- 特定分野の委員の確保が困難な場合に当たっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催に当たって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席する方式でも差し支えない。
- 審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で概ね3月以上の間隔において合議体に所属する委員を変更することは可能である。
- なお、委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。また、委員確保が困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。

(3) 合議体の長の互選

- 合議体の長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

6 審査会の議決

- 審査会（合議体を置く場合は合議体を含む。以下同じ。）は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 審査会は、審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るように努める。
- 審査会の議事は、会長（合議体にあつては合議体の長をいう。以下同じ。）を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

7 市町村審査会開催の準備

- 市町村（事務局）は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について、以下の資料を作成する。
 - ① 認定調査結果等を用いて、市町村に設置された一次判定ソフトによって判定（以下「一次判定」という。）された結果
 - ② 認定調査票の写し、医師意見書の写し、概況調査票の写し
- これらの資料については、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、あらかじめ審査会委員に送付する。

8 審査判定

審査会は、介護給付費（特例介護給付費を含む。）又は訓練等給付費（特例訓練等給付費を含み、共同生活援助に係るものに限る。）の支給対象となるサービスに係る支給申請（同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。）を行った審査対象者について、「認定調査票」及び「医師意見書」に記載された内容に基づき、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）」に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

(1) 内容の確認精査

- 一次判定で活用した項目（認定調査項目及び医師意見書の一部項目）について、特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、明らかな矛盾がないか確認する。
- これらの内容に不整合があった場合には再調査を実施するか、必要に応じて医師及び認定調査員に照会した上で認定調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、一次判定で活用した項目の一部修正を行う。
- 調査結果の一部修正を行う場合には、「別紙1 一次判定で活用した項目を修正できないケース」を参照する。
- なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行うこととする。

(2) 一次判定結果の変更

- 次に、一次判定の結果（一次判定で活用した項目の一部を修正した場合には、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた一次判定の結果）を原案として、特記事項、医師意見書の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い（少ない）支援を必要とするかどうかを判断する。

- なお、一次判定の結果を変更する場合には、区分省令に定める区分毎の条件（状態像）を参考に一次判定変更の妥当性を検証する。また、一次判定の結果を変更する場合には、「別紙2 二次判定で変更できないケース」を参照する。

9 審査会が付する意見

- さらに、特に必要があると判断される場合については、訓練等給付等の有効な利用等に関し留意すべき事項について意見を付することができる。
- 審査会が必要に応じて付する意見について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

① 認定の有効期間を定める場合の留意事項

「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間（3年間）をより短く（3ヶ月以上で）設定するかどうかの検討を行う。なお、初回の認定については、市町村事務処理の平準化のため、審査会の意見を踏まえて3年6ヶ月までの範囲内で市町村が有効期間を定めることとなる。

- ・ 身体上または精神上の障害の程度が6ヶ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。
- ・ その他、審査会が特に必要と認める場合。

② サービスに関して意見を付する場合の留意事項

市町村は、訓練等給付等のサービス利用について審査会の意見が付された場合には、支給決定に当たって、提示されたサービスの利用について十分留意することとする。

10 その他審査及び判定に当たっての留意事項

① 概況調査票等の取り扱いについて

概況調査票（サービス利用状況票を含む。）及び過去に用いた審査判定資料については、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。（「別紙1 一次判定で活用した項目を修正できないケース」及び「別紙2 二次判定で変更できないケース」を参照）

② 委員が審査判定に加わることができない場合について

市町村は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定を行う合議体の調整に努める。審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。

③ 審査会への委員及び事務局職員以外の参加について

審査会は、審査判定に当たって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

④ 審査会の公開について

審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

⑤ 審査会での審査判定に用いた資料の公開について

各市町村の情報公開に関する規程等に基づき判断されることとなるが、審査対象者本人から公開の申し出があった場合、審査会資料は公開されることが望ましい。

⑥ 記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町村ごとにその取扱いを定める。

⑦ 国への報告について

別途定める事項について期日までに国に報告を行う。

11 支給決定案に対する意見

市町村は、当該市町村の支給基準と乖離する支給決定案を作成した場合、その妥当性について審査会に意見を聞くことができる。審査会は、市町村から意見を求められた場合は、意見を述べることにする。

【別紙1】

一次判定で活用した項目を修正できないケース

以下の事項に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。ただし、認定調査や医師意見書の記載時では得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は必要に応じて修正を行うことができる。

1) 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

(1) 一次判定で活用した項目と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

(2) 一次判定で活用した項目と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が一次判定で活用した項目と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

2) 根拠のない事項

特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

【別紙2】

二次判定で変更できないケース

以下の事項に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項、医師意見書の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い（少ない）支援を必要とすると判断される場合は、一次判定の結果の変更を行うことができる。

1) 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

(1) 一次判定で活用した項目と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

(2) 一次判定で活用した項目と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

2) 根拠のない変更

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

3) 必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項

審査対象者の年齢など、必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

4) 心身の状況以外の状況

障害支援区分は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（1）～（4）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害支援区分認定後、支給決定の段階において、障害支援区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

(1) 施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者の有無

施設入所しているか又は在宅であるか、審査対象者の住宅環境、家族介護者の有無を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(2) 抽象的な支援の必要性

特記事項又は医師意見書に、「支援の必要性が高い」等の抽象的な支援の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(3) 審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(4) 現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に障害福祉サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

